

令和2年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3月 4日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 5日	木	休 会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
				議会委員会室	午後 3時	・議 案 審 議
3	3月 6日	金	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
4	3月 7日	土	休 日			
5	3月8日	日	休 日			
6	3月9日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月10日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月11日	水	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
9	3月12日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 4 日 (水)

令和2年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

令和2年3月4日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号） |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 要望第 1号 | 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告） |
| 日程第 9 | 報告第 1号 | 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告 |
| 日程第10 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 第4期山江村地域福祉計画の策定について |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 山江村過疎自立促進計画（変更）の認定について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 山江村流水占用料等徴収条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第18 議案第13号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負
担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第23 議案第18号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第24 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第25 議案第20号 令和2年度山江村一般会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第27 議案第22号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第28 議案第23号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第29 議案第24号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第30 議案第25号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第31 議案第26号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第32 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	山 口 明 君	企 画 調 整 課 長	平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長	新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	代 表 監 査 委 員	木 下 久 人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。令和2年第1回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用を認めます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

12月6日の議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告については、お手元に配布してございます。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、監査委員より提出されております。議員各位には、お手元に配布していますので、後ほどご確認ください。

では、諸般の報告を申し上げます。

時間の都合上、簡単に申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

12月22日、幼児教育保育の無償化に伴う副食費の取り扱いの要望書について産業厚生常任委員会議を開いております。以後、3回にわたって開いております。後ほど委員長から報告がある予定です。

明けて、1月14日、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会議。12月定例会に設置をされました特別調査委員会ですが、通算4回の会議を待つて、いずれ後ほど報告がある予定であります。

次に、1月18日、九州地域共生圏シンポジウムが肥後銀行の大ホールで行われております。これは脱炭素社会実現に向けて2050年CO2をゼロ目標にすることで自治体と金融機関が連携をしてやっていこうというようなシンポジウムでありました。

2月5日、産業厚生・総務文教常任委員会合同研修を全議員行っております。これはテーマは外国人労働者の状況、JAくまのこの件に関する取り組みについての研修でありました。後ほど報告がある予定であります。

次に、2月18日、国土強靱化政策について、内閣府のほうから講演がありました。球磨郡の町村議会議員の全体研修でありました。3カ年の緊急対策で地域計画の策定について等々講演がありました。

以上で申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いをいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。また、2月5日に議会産業厚生・総務文教常任委員会が、合同で行政視察研修を行っていますので、研修報告を産業厚生常任委員長からお願いをいたします。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） おはようございます。

去る2月28日、午前10時より、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において令和2年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

まず、会議録署名議員指名のあと、会期の決定となり、会期については2月28日から3月26日までの28日間となり、2月29日から3月25日まで休会となります。今議会には、令和元年度一般会計特別会計の補正予算3件と、令和2年度一般会計と特別会計の当初予算など3件、財産の無償譲渡、無償貸し付け3件、条例の制定3件の計12議案が提案されました。

それでは、提案されました議案について概要を説明いたします。

議案第1号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ3,675万7,000円を追加し、総額18億3,635万9,000円とするもの。

議案第2号、令和元年度人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）は決算見込みによる補正額はありませんでした。

議案第3号、令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億2,476万3,000円を追加し、総額5億3,696万4,000円とするもので、以上3議案は当日提案理由の説明を受け、全会一致で可決決定いたしました。

議案第4号、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算は前年度当初比1,218万8,000円減額の歳入歳出総額17億1,651万9,000円となります。

議案第5号、令和2年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計は、前年度当初比580万円増額の歳入歳出総額2,480万円。

議案第6号、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額につ

いては、15億4,649万6,000円計上されております。

議案第7号、財産の無償譲渡については、球磨郡公立多良木病院企業団に検診事業の管理運営全てを移管するため、同組合が所有する胸部検診車2台及び格納庫を同企業団へ無償譲渡するもの。

議案第8号、議案第9号の財産の無償譲渡、財産の無償貸し付けは、特別養護老人ホーム福寿荘の運営を社会福祉法人こうけん会へ委譲するため、同施設に収容している介護用ベッドなどの物品を同組合に無償譲渡するとともに、同施設の土地及び建物を5年間無償で貸し付けするもので、第7号議案から第9号議案までの3議案については1名の反対討論がありましたが、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

議案第10号、人吉球磨広域行政組合検診車基金条例を廃止する条例の制定は、検診事業の管理運営全てを球磨郡公立多良木病院企業団に移管するため、検診車基金条例を廃止及び関係条例を一部改正するもので、全会一致で可決決定されました。

議案第11号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホームの設置に関する条例を廃止する条例の制定についても、同日提案理由の説明を受け、全会一致で可決決定されております。

なお、議案第12号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第4号から議案第6号の令和2年度一般会計と特別会計の当初予算は、議会最終日に提案理由の説明を受け、採決となります。

以上、令和2年度第1回人吉球磨広域行政組合定例会1日目の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、令和2年3月第1回人吉球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

日時は3月2日、午後2時より開会されております。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。会期の決定は本日1日限りということで、会議録署名の議員指名は5番、6番議員です。

議案第1号、人吉下球磨消防組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について。

議案第2号は、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例の制定について。

議案第3号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

議案2号、3号は一括説明がありました。

議案第4号は、人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について。

議案第5号、令和元年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。

議案第6号、令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、全ての議案は全会一致にて可決されました。

そして、発議第1号、人吉下球磨消防組合管理者の専決事項の指定についてということ、車等の物損事故とかそういうものに対しての1件100万円以下の法律上組合に属する損害賠償の額の決定並びにこれに伴う和解及び調停に関することが発議されて、これも議会全会一致にて可決されました。

一般質問は、錦町竹田、人吉牛塚両議員の2名で質問がありました。

もう1枚は平成31年1月1日から令和1年12月31日までの災害出動の概要についてと、先般2月16日に山江村で行われました防災消防航空隊、人吉下球磨消防組合合同訓練の写真を添付しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、行政視察研修の報告をお願いいたします。

議会産業厚生常任委員長、3番、中村龍喜議員。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは、令和元年度産業厚生・総務文教常任委員会合同研修の報告を行います。

期日は令和2年2月5日の1日間。

場所、阿蘇郡阿蘇町JA阿蘇。

参加者におきましては、議員10名、事務局1名、産業振興課1名の計12名で研修を行いました。

研修内容ですけれども、全国各地で問題になっている人口減少に起因する働き手不足の解消として、JA阿蘇が取り組んでおられる外国人労働者の現状を学び、これからの山江村の労働力の確保に役に立つことを願って研修をいたしました。

初めに、外国人労働者の受け入れについてJA阿蘇の企画課長並びに担当者より説明がありました。外国人労働者の受け入れにつきましては、団体管理型と企業単

独型があるというようなことでありまして、主に団体管理型が91%以上を占めているということでもあります。

J A阿蘇の取り組みにつきましてですが、2005年より外国人労働者を受け入れているということで、今年は15年目を迎えるということでもあります。2020年の受け入れ農家数につきましては、28件でありました。実習生は84名、特定技能者9名、計の93名で国別で言いますと、カンボジアが90名、中国が3名、性別で申し上げますと、男性が10名、女性が83名でほとんど独身者ということでもあります、中には既婚者もいるということもございます。

そのような説明を受けた後に意見交換、質疑応答をしたところではありますが、質問の中にはストレスとか悩み等、病気、けが、農家の後継者について質問がなされておりました。ストレス、悩み等については、通訳の専門がアフターケアに務め、健康については非常勤職員扱いで社会保険加入で問題ないということでありました。婚活であります、現在2名のカップルができ、1組には3人の子どもさんもいるとのことでありました。大規模農家の多い阿蘇地域でも通年雇用には非常に難しく、八代、宇城地域との連携を考えているとのことでもございました。山江村においても小規模経営であり、通年雇用は大変難しいなという感じを持ったところでもあります。そのためには他の産業との連携が必要であり、改めて労働力確保の難しさを感じた研修でありました。今後、外国人労働者あたりの受け入れについては慎重にやっていかなければならないなと感じを受けた研修でもございました。

以上、研修報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の議会の報告及び研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。皆様には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日ここに、令和2年第1回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスについて、どうしても触れなければいけないわけがありますけれども、昨日現在で世界で8万7,988人の感染者がおられます。3,031の方が亡くなられておりますし、一昨日だけで1,795人増加ということでもあります。国内に目を向けますとクルーズ船を除いて274人の感染者、死亡者が6名、昨日だけで20名の増加ということでもありますので、世界をこの新型コ

コロナウイルスが震撼をさせている。この対策に世界中が追われているということであります。

まず、亡くなられた方々、心からご冥福を申し上げたいと思いますし、感染者の方々の1日も早い回復をお祈りいたしますし、何と言いましても、経済にまた国内経済、地域経済それぞれ大きく影響を与え始めております。1日も早い収束を願いたいと思っているところですが、なかなか感染症でありますので、難しい問題も含んでいるということでもあります。今日ここでは、県内特に人吉保健所内における状況をおつなぎいたしたいと思っておるところでありますけれども、熊本県内におきましても先般発症者が生まれて、現在5名の発症者であります。受けてと言いますか、人吉球磨におきましても感染症でありますから、人吉保健所が責任を持ってその措置を行う、業務を行うということになるわけですが、人吉保健所内におきましては、球磨地域の新型コロナウイルス感染症対策協議会というのが立ち上げられております。昨日も第3回目の協議会が行われたということでありまして、3回の協議会行って、メンバーは人吉市の医師会、球磨郡の医師会、それから第2種の指定医療機関の人吉医療センター、第2次の救急医療機関であります公立多良木病院、外山胃腸病院、球磨病院、もう1病院増えるそうではありますが、今言った病院が受け入れ病院になります。そして、搬送につきましては、人吉下球磨消防署、上球磨消防署が行うというようなことになっておりますし、人吉警察署、多良木警察署そして何よりも私たち10の自治体が入りまして、いわゆる球磨地域新型コロナウイルス感染症対策協議会を立ち上げて、その対策を練っているということでございます。

現在、人吉保健所管内は153件の問い合わせがあつてございます。PCRの検体どれくらいありますかということですが、1日30検体は確保しているということでございます。問い合わせも相当多いということでもありますので、その検体をどう確保するかということも課題となつてきているということでもあります。ただ、先般どこどこの市町村で、どこどこの市で新型コロナウイルス感染者が発生したというような情報が入りました。また、人吉市の医療機関に新型コロナウイルス感染者が入院している等のうわさ話が入つたということでもありますけれども、保健所が言うには人吉新聞においてもありますとおり、一切の発症者、要するに陽性患者は出ていない状況でありますので、冷静な対応をお願いしたいということでもあります。その人吉保健所からの連絡網でありますけれども、もちろんこの感染症対策協議会を通じてということになりますが、まず私たち首長に3時間以内に報告があるということでもあります。ただ、その後、対策協議会メンバーにそれぞれ連絡があるということですが、先般の町村会におきまして、どこどこの市町村で感染者が発

症したということは一切我々は言わないということでもありますから、全てその責任を持つ人吉保健所のほうで、もしくは発表はいつも知事がされておりますので、知事のほうでしっかり内容については発表される。発表されるとしても人吉保健所管内で発症したとしか言われたいとは思いますが、従いまして、そういううわさ話と言いますか、そういうことにトイレトペーパーがなくなったり、キッチンペーパーがなくなったりしておりますけれども、どうぞ冷静な対応をお願いしたいというようなことを改めてこの場を通じておつなぎしたいと思うところであります。

山江村の受けた対応でありますけれども、山江村におきましても対策協議会2回開催をいたしました。既に会議イベントを中止したところもありますけれども、その内容につきましては、不特定多数が集まれる会議。誰でも彼でも集まってくるような会議イベントについては中止をいたしております。それから不要不急の会議については、中止もしくは延期をしようということを決めております。緊急な会議につきましては、縮小をする。または万全の対策をしながら特に来年度につながるような会議につきましては開催しなければいけませんので、そういう対策をとりながら、実施すると決めているところです。3月中開催予定でありました村政施行130周年の記念のイベントであります、300人～400人の方々が集まれる。来賓も集まれるというようなことでありますので、早々に中止を決めさせてもらったご理解をお願いしたいと思いますし、また各々の表彰は産業祭で行いたいと思いますし、タイムカプセルの開封の中身の紹介につきましては、ケーブルテレビでそのイベントとしてその模様を村民の皆様方にお知らせしたいと思いますし、その都度その内容につきましては、おつなぎをいろんな形でしたいと思いますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから学校のほうですけれども、安倍総理のイベントの民間の中止それから学校の休校要請を受けて、熊本県教育委員会でも今月の15日まで休校するという方針が打ち出されました。山江村の教育委員会におきましても協議をされながら同じような形態をとったということになります。子どもたちが15日までは家にいるということになりますので、それぞれの家庭で大変その子どもを見守るという作業が出てきますので、苦勞もされていようかと思っておりますけれども、ご理解をお願いしますと同時に、また隣近所また地域でその子どもたちしっかり感染者が出ないということでお見守りいただければと思っているところであります。

以上のようなことがこの内外の今の状況でありますので、ケーブルテレビ見ておられる方々につきましてもおつなぎさせていただきたいと思っております。

それからその中の1点でこういう会議時間の短縮も求められているというような

ことでありますので、私ずいぶん書いてきたんですが、今日は短く挨拶させてもらいながら終わらせていただきたいと思います。

まず、お手元に配布してございます行政報告ですが、主なものといたしましては12月15日、熊日駅伝大会山江村8位と17位という結果でありました。

それから2月2日は関東地区丸岡会70名ほどの参加でございまして、また賑わった大会でありました。

それから、2月9日は第46回郡市対抗熊日駅伝大会が開催され、球磨郡チームとして山江村の石山君が第6区を走り、区間新で区間賞を獲ったと。球磨郡チーム3位という優秀な成績でありましたし、大変うれしいニュースでありました。

それから2月19日でございますが、山江土地改良区が解散をいたしております。これはお知りおきのとおりでありますけれども、その寄附の財産目録、財産を受け取ったということでございます。

それから2月26日、先ほどご報告もありましたけれども、役場前のヘリポートが離着陸の訓練をしておりますし、2月27日、山江村総合戦略検証委員会とありますが、これは5年間の地方創生の取り組みについてのKPIを検証したという会でありました。一応5年間終わったということでございます。

続きまして、来年度の件につきましてでございますが、予算のみを申し上げさせていただきます。一般会計当初予算が30億6,500万円組んでおります。昨年からしますと2億2,700万円の減であります。いわゆる地方創生の一段落がついたということもあり、緊縮の予算、財政再建予算を組ませていただいたということでございます。ただ、特別会計のほうは社会保障費の増加とともに、それぞれ増えているという状況でありまして、国保の特別会計が4億2,400万円、3,600万円の増、簡易水道事業につきましては、1億8,400万円で2,400万円の増、これは下之段橋の水道の架け替えに伴う2,400万円の増が主なものでございます。農業集落排水事業予算1億4,800万円でございますが、1,300万円の増につきましても同じ理由でございます。また、介護保険事業予算は4億3,000万円で1,000万円の増となっております。後期高齢者医療事業予算につきましては、3,900万円で400万円の増となっております。最後にケーブルテレビ事業予算特別会計でございますが、4,800万円で4,450万円の減となっております。一般会計、特別会計合わせて1億8,450万円の昨年からすると減の予算を組ませてもらっているということでございます。

最後になりますが、令和2年は平成27年に創設された地方創生5カ年事業が終了いたしました。現在新しい5カ年計画をつくるという作業になります。いわゆる令和2年度は初年度になるということでございますので、村政施行131周年目を迎

えますし、今までの事業を検証しながら変化する課題を捉える年とするべく予算編成を行っております。財政再建につきましても、行政改革推進委員会に諮問をいたしました。その答申を受け取っておりますので、その答申を尊重しながら継続すべきものにつきましては、しっかり継続をしていきたいと思っております。また、見直しが必要なものは見直しの予算編成作業を行ったと先ほど申し上げたとおりであります。いずれにいたしましても、今を生きる村民の方々の幸せをどう実現していくかということとともに、将来明日を生きる山江村民の方々の幸せをどう実現していくかということが、山江村のこれまでと変わらぬ目指す方向だと思っております。

最後に、いつの時代におきましても村政の主役は村民でございます。村民主役の場であります山江未来塾100人委員会も山江村観光交流促進協議会が設立したことによりまして、縦横の連携が取りやすくなりました。さらに、村民参加の村づくりとともに我々も共に一緒に進めてまいりたいと思っております。

本日、村長提案の議案は条例制定を含め補正予算、当初予算ほか、合計27件でございます。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告、あいさつは終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和2年第1回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、2番議員、久保山直巳君、3番議員、中村龍喜君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、2月25日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番議員、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和2年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月25日午前9時から議会運営委員会を開催し、本定例会全般について協議をいたしております。

決定しておりますことを報告申し上げます。

会期につきましては、本日4日から12日までの9日間としております。

本日、開会、提案理由説明としておりますが、日程第3議案第1号から日程第7議案第5号につきましては、先議することとしております。提案理由の説明後、議案審議を経て質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案につきましては、提案理由の説明を行い散会することとしております。

5日は休会で午前9時から現地調査を行い、終了後議案審議をすることとしております。

6日は休会で午前9時より議案審議としております。

7日、8日は休日で、9日から10日は休会で午前9時より議案審議としております。

8日目、11日は、一般質問で9名より通告がなされております。終了後散会としております。発言の順序はくじにて決定しております。時間については、質疑・答弁含めて60分となっております。

9日目、12日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第1号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和元年度山江村一般会計予算（第6号）は次に定めるところによるるところにす

るものでございます。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,759万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,604万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に繰越明許費でございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によるものとなります。

次に、地方債の補正ですが、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるものとなります。

令和2年3月4日提出、山江村長 内山慶治となっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第1号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものについて説明いたします。6、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金の決定額123万1,000円の増額でございます。9、地方交付税、特別交付税の12月交付額3,725万2,000円の増額でございます。12、分担金及び負担金、栗新植事業実施に伴う受益者負担金など127万3,000円の減額でございます。14、国庫支出金、保育給付交付金及び地方創生交付金など実績に伴う1,986万円の減額でございます。県支出金、保育給付及び子育て支援事業など実績に伴います437万円の減額でございます。17、寄附金、ふるさと応援寄附金140万5,000円の増額でございます。20、諸収入、プレミアム商品券販売など実績に伴う1,013万6,000円の減額でございます。21、村債、道路新設改良事業など実施に伴います2,190万円の減額をいたしまして、2ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額から補正額1,759万3,000円を減額しまして35億3,604万8,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。

1、議会費、旅費など実施に伴います不要額105万2,000円の減額でございます。2、総務費、庁舎非常用電源設備工事及び再生可能エネルギー事業など実施に伴います不要額1,596万4,000円の減額でございます。3、民生費、介護保険繰出金及びプレミアム商品券事業及び保育給付費など実施に伴います不要額2,401万5,000円の減額でございます。4、衛生費、国民健康保険繰り出し

及び予防接種委託料など実施に伴います不要額1,103万円の減額でございます。5、農林水産業費、山江栗生産振興事業に係る委託料など実施に伴います不要額913万9,000円の全額でございます。7、土木費、道路新設改良事業など次年度以降との精査等を行ったのに伴いますの不要額2,238万1,000円の減額でございます。8、消防費、防火水槽新設工事の実施に伴います不要額など232万8,000円の減額でございます。

4ページをご覧ください。12、予備費7,540万1,000円を増額しまして、歳出合計、補正前の額から補正額1,759万3,000円を減額しまして35億3,604万8,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表、繰越明許費、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名村道県道下段線下之段橋架け替え事業1億212万3,000円でございます。

6ページをご覧ください。地方債補正、第3表、変更、限度額の変更でございます。再生可能エネルギー導入事業500万円をゼロとするもの。次に道路新設改良事業、1億5,770万円を1億4,170万円とするもの。次、消防施設整備事業2,250万円を2,160万円とするもので、補正後の限度額起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第2号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ811万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,982万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第2号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入につきまして、説明いたします。款6、県支出金につきましては、一般被保険者療養給付費増額による普通交付金1,300万円の増額でございます。款9、繰入金、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金488万3,000円減額するものでございます。歳入合計補正前の額に811万7,000円を増額しまして、4億4,982万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして、説明いたします。款2、保険給付費につきましては、見込額によります一般被保険者療養給付費を1,300万円増額するものでございます。款7、基金積立金につきましては、1,000万円を国民健康保険財政調整基金へ積み立てるものでございます。款10、予備費につきましては、1,509万4,000円を減額するものでございます。歳出合計、補正前の額に811万7,000円を増額しまして4億4,982万円。款9、繰入金、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金488万3,000円減額するものでございます。歳入合計補正前の額に811万7,000円を増額しまして、4億4,982万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、見込額によります一般被保険者療養給付費を1,300万円増額するものでございます。款7、基金積立金につきましては、1,000万円を国民健康保険、財政調整基金へ積み立てるものでございます。款10、予備費につきましては、1,509万4,000円を減額するものでございます。歳出合計補正前の額に811万7,000円を増額しまして4億4,982万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万5,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,480万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、1、分担金及び負担金、8万5,000円の減額、2 使用料及び手数料、50万円を減額しまして、歳入合計を補正前の額から58万5,000円減額し1億6,480万7,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、主に水質検査料検診委託料を99万円減額。5、予備費を56万5,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額から58万5,000円減額し1億6,480万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,973万9,000円とするというものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1、分担金及び負担金を30万円増額しまして、歳入合計を補正前の額に30万円増額し、1億3,973万9,000円とするものがございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として30万5,000円の減額。2、農業集落排水事業費、施設の光熱費等を27万円増額、4、予備費を33万5,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額に30万円増額し、1億3,973万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,982万1,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,591万3,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第5号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料につきましては、主に特別徴収保険料収入見込額によります369万5,000円を増額するものがございます。款3、国庫支出金、款4、支払基金交付金、款5、県支出金につきましては、介護給付費等見込額によります減額であります。款7、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金383万7,000円減額するものがございます。歳入合計補正前の額から1,982万1,000円を減額しまして4億5,591万3,000円とするものござい

ます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付負担金等実績見込額によります2,435万2,000円減額するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、訪問型サービス委託料等実績見込額及び人件費によります536万7,000円減額するものでございます。款5、諸支出金につきましては、地域支援事業支援交付金の変換金及び一般会計への精査に伴う操出金によります122万1,000円増額するものでございます。款8予備費につきましては、867万7,000円を追加するものでございまして、歳出合計、補正前の額から1,982万1,000円を減額しまして4億5,591万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で先議依頼のありました議案について提案理由の説明が終わりました。

ここで、お諮りいたします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め暫時休憩といたします。再開を午前11時40分に行います。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

先議依頼のありました議案第1号から議案第5号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、会議規則第53条（発言内容制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いをいたします。

それでは、日程第3、議案第1号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。

白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 私のほうから、まず議案第1号につきまして訂正をさせていただきます。補正予算（第6号）でございます。

ページにつきましては、3ページでございます。私の内容説明の中で歳出に総務費のところの補正額を1,596万4,000円と申しました。正解の金額につきましては、記載のとおり1,566万4,000円でございます。

さらに4ページでございます。12、予備費につきましても、私の説明では補正額の7,440万1,000円と申しましたけれども、正確な金額につきましては、記載のとおり7,510万1,000円でございます。

以上、訂正のほうよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、議案第1号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第2号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4

号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第4号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7、議案第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第4号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第4号)については、原案のとおり可決すること

に決定いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午後 0時57分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第8 要望第1号 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての
要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生
常任委員長報告）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告）について、委員長の報告を求めます。

3番、中村龍喜君。報告は答弁席からお願いします。

○3番（中村龍喜君） 答弁席ですか、はい。

それでは、日程第8の要望第1号について、ご報告申し上げます。

要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書。令和元年第7回議会定例会の付託案件でありますことについて報告いたします。

令和2年3月4日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

山江村議会、産業厚生常任委員会委員長、中村龍喜。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書。審査の経過は本委員会では要望の趣旨を重く受け止め、2回の会議を開催し、慎重審議行ってまいりました。

まず、令和元年12月12日。要望書の提出代表者、山江保育園、湊田秀雄園長から制度の概要、要望書提出の経緯などの説明を受け、意見交換を行いました。

次に、令和2年1月14日。役場担当から制度の概要、財政課題などについて意見聴取を行いました。その後、委員会での審査結果方針に対する質疑、討論、採決を行い、全会一致で委員会として審査の結果を決定し、併せて3月議会定例会で報

告することを決定いたしました。

委員会の審査の結果は、制度の概要等理解した上で、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い施設運営全般に係る村負担分が減額になることを鑑み、本要望書については採択するべきと決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。

-----○-----

日程第9 報告第1号 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、報告第1号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告について委員長の報告を求めます。

10番議員、秋丸安弘君。報告は、同様に答弁席からお願いいたします。

○10番（秋丸安弘君） 報告第1号、令和2年3月4日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長、秋丸安弘。

議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会報告書。

本件については、調査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、調査の目的。議員は山江村政治倫理条例を遵守し、自らの行動を厳しく律するとともに高い政治倫理観及び品位の保持に努め村民に開かれた議会の実現を目的とする。

調査の経緯、第1回委員会、令和2年1月14日、火曜日。午前9時30分より議会委員会室において行われました。調査の検討の具体的な内容、委員会のスケジュール等について協議いたしております。

第2回委員会、令和2年1月28日、火曜日。午前9時30分より、議会委員会室にて行っております。第1回委員会で提案のあった兼職、兼業報告書を全議員が提出し、その職務等についても内容を確認。

第3回委員会、令和2年2月13日、木曜日。午前9時30分より、議会委員会室において行っております。第2回委員会で異議があった点について山江村政治条例と照らし合わせ協議いたしております。

第4回委員会、令和2年2月20日、木曜日、午前9時30分より、議会委員会室にて行っております。これまでの委員会をふまえ、委員会報告書について検討。調査、検討の結果、兼職、兼業について全議員が兼職、兼業報告書を提出し、その職務等について協議を行ったところであるが、各種委員会委員、団体理事に就任している事案があった。しかしながら、議員就任前の委員や役員への就任であったため任期満了をもって速やかに役職等から退く、またこれからの就任等については申

し合わせ事項を遵守し、全員で協議会に諮ることとする。倫理観の保持について、政治活動において、特定の人物の支持、支援をすることは自由であるが、後援団体役員の就任については公正、中立の観点から住民への誤解を招く恐れがあるため慎むものとする。村発注の請負等について、山江村倫理条例第3条、第4条に基づき遵守することはもちろんである。特に、第4条に該当する場合は企業と協議を行い、適切な対応を図ることとする。特別委員会では、政治倫理観の保持に特化し、調査検討を行ってまいりました。今回上記の3項目については特に重要性があると考え、議員全員で決定したところであります。議員は、高い政治倫理観を保持し、村民からの付託に答えるべき執行部との車の両輪のごとく村の振興発展に寄与しなければなりません。今後継続して研鑽を積まれることを望み、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会の報告を終わります。

以上です。

-----○-----

**日程第10 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を
求めることについて**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第10、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

山江村固定資産評価審査委員会委員に次のものを選任をしたいので、同意を求めるといふものでございます。令和2年3月4日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治でございます。

記として、次の表を掲げております。

住所が山江村大字山田乙2397番地、氏名が平山宣計、敬称略させていただいております。生年月日が昭和52年8月22日、任期につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

提案理由といたしまして、平山宣計氏を適任者と認め、選任するには地方税法423条第3項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。固定資産評価委員会委員につきましては、全議会でも出そうとした覚えはありますけれども、今回人事案件として出させていただくということでございます。審査委員は3名を置くということになっておるわけ

ですけれども、昨年の9月末において1名減の状態であります。また、そういうこともあり今回新たに選任をし、同意を求めるということであります。平山宣計氏につきましては、現在建築業に従事しておられます。家屋の資材、工法等に精通をされ、各種資格を有しておられます。また人柄においても山田小学校保護者役員や緑の少年団育成会副会長、山江村商工会青年部長等も歴任をされており、若手ながら地域からの人望も厚く適任と考え、今回推薦するというものでございます。

以上、説明申し上げます。

-----○-----

日程第11 議案第6号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第6号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別案のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、議会の議決に付すべく事件に関する条例、平成26年山江村条例第12号の規定により議会の議決を求めさせてもらうというものでございます。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決に付すべく事件に関する条例の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものであります。1枚開けていただきますと協定書がございまして、その後新旧対照表が載せてあります。

続きまして、第2次の人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの案が添付してあるかと思うところでありますが、これは平成27年度に策定した第1次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの計画期間が今年度で終了いたします。それに伴いまして、第2期の次期の共生ビジョン計画の策定をするという必要があるということですので、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部変更が生じてくるというため、変更協定の締結について議会の議決をお願いするというものでございます。もうご案内のとおりであります。これは人吉市と9つの町村がそれぞれ協定を交わすということになっております。人吉市を中心都市として周りの9つの町村のごとの契約ということではありますが、メリットといたしましては、定住自立圏共生ビジョンの中らう

たった事業につきまして、1,500万円分は特別交付税で措置をされるというよう
なことになっておりますので、今回10市町村一斉にこの議案を投げさせてもら
うということでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第12 議案第7号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約
の一部変更について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第12、議案第7号、人吉球磨広域行政組合の共
同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求
めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてで
ございます。

地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定によりまして、令和
2年3月31日限りで、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更をいたし
まして、人吉球磨広域行政組合規約（平成元年10月1日、熊本県指令地第24
号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます
が、提案理由といたしまして、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を
変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要
があるために提案をするというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を変更する規約がありまして、最後に新旧対照
表を付けておりますけれども、今回人吉球磨広域行政組合が今度同文議決をする
というものでありますけれども、民営化に伴う今回の同文議決の変更でございます。
その民営化に伴う移譲等の内容につきましては、3つございまして、まず一番目が特
別養護老人ホーム福寿荘の民間移譲でございます。それから2番目に民間移譲に伴
う介護老人福祉事業、短期入所生活介護事業を廃止するというものでございます。
それから3点目が検診車及び格納庫の公立多良木病院企業団への移管に関する内容
でございます。

附則といたしまして、この規約は令和2年4月1日から施行するというものにな
っております。

-----○-----

日程第13 議案第8号 第4期山江村地域福祉計画の策定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第13、議案第8号、第4期山江村地域福祉計画

の策定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

第4期山江村地域福祉計画の策定についてでございます。

第4期山江村地域福祉計画を別案のとおり策定するものとするというものでございます。今日提出でございます。

提案理由といたしましては、山江村地域福祉計画の策定につきましては、地方自治法第96条2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。別紙第4期の山江村地域福祉計画を添付させてもらっているということでもありますけれども、これは本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けられているということでもあります。令和2年から令和6年までの5カ年を計画区間として第4期の山江村地域福祉計画の策定をするということにつきまして、議会の議決に付すべき事件でありますので、提案をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第14 議案第9号 山江村過疎自立促進計画（変更）の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第14、議案第9号、山江村過疎自立促進計画（変更）の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

山江村過疎自立促進計画（変更）の認定についてでございます。

山江村過疎地域自立促進計画（変更）を別案のとおり認定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村過疎地域自立促進計画（変更）につきましては、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において、準用する第1項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。変更計画につきましては、次ページから変更前と変更後の表を付けさせてもらっているということもございますけれども、これはご案内のとおり過疎債を活用するにあたって、この過疎計画のほうにその事業名を載せておかなくちゃいけないということになります。今回は社会教育関連施設の長寿命化計画策定事業それから学校教育関連施設の長寿命化計画策定事業及び公共施設個別施設の計画策定事業につきまして、追加をさせていただきながら

過疎債の適用を図ろうというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 15 議案第 10号 山江村流水占用料等徴収条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 15、議案第 10号、山江村流水占用料等徴収条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 10号につきましてご説明申し上げます。

山江村流水占用料等徴収条例の制定についてであります。

山江村流水占用料等徴収条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございますが、本村が管理する普通河川等の流水等の占用に関する占用料の額及び徴収方法等について、定める必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村流水占用等徴収条例が載せてありますし、次から別表におきまして、その内容を書いてあるところであります。これにつきましては、河川法第 100条第 1項の規定する準用河川及び山江村法定外公共物管理条例第 2条に規定する普通河川について、法第 32条第 1項または条例第 13条の規定に基づきまして、流水や河川内の土地の占用及び土砂の採取などに係る額や徴収方法を定めるため新たに条例を制定するというものであります。具体的内容は宇那川河川におきまして、小水力発電の計画がございます。法定外公共物に対する使用料を徴収しようというために、今回この条例を制定させていただくというものでございます。

附則といたしましてこの条例は令和 2年 4月 1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第 16 議案第 11号 山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 16、議案第 11号、山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 11号についてご説明申し上げます。

山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するもの

とするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくという、いわゆる上の法律が上位法が変わったということに対する条例の制定であります。内容に伴いましては、職員等の賠償責任に関するもので地方自治法の改正があったということでありまして、それに伴いまして本村の条例改正が必要となったということでありまして、提案させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上であります。

-----○-----

日程第17 議案第12号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、議案第12号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村印鑑条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に関わる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村印鑑条例の一部を改正する条例がありますし、最後のページには現行と改正後の新旧対照表を掲載させてもらっております。内容につきましては、成年被後見人等の権利の権限に関する措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行ということでございますけれども、総務省の印鑑登録証明事務処理要項の改正を受けまして、成年被後見人であっても意思能力を有するものは印鑑登録を行うことができるようにするというものでありまして、またその他所要の改正を行うため本案を提出するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

-----○-----

日程第18 議案第13号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第13号、山江村放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案するというものでございまして、いわゆるこれも児童福祉法、上位法の関係法律の一部改正がありましたので、それに伴いまして条例の一部を改正というものでございます。

改正の主な内容につきましては、児童福祉法の一部が改正され事業に従事するもの、その職員数に係る基準が従うべき基準から参酌するべき基準に改められまして、村の判断でみなし支援員の経過措置の期間延長が可能となったということでございます。みなし支援員とは、放課後児童支援員の資格要件を満たさなくても資格要件となる認定資格研修の終了することを予定しているものであれば、放課後児童支援員としてみなすことができるという支援員のことであります。放課後児童クラブにおける職員の経過措置期間について、現行の規定の平成32年3月31日を令和5年3月31日までと改めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第19 議案第14号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第14号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部

を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案するものでございます。いわゆる支援法という上位法が変わったということによりまして、条例を変えるということでございます。

1枚開けますと、その条例でありますし、次に新旧対照表載せておりますけれども、子ども子育て支援法の一部改正に伴いまして、所要の整備、用語の改正を行うというものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行しまして、令和元年10月1日から適用するというものでございます。

-----○-----

**日程第20 議案第15号 山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第20、議案第15号、山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、高齢社会が進む中に事業の継続及び公平性を確保するために提案をさせていただくということでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例がありますし、最後のページは新旧対照表が載せてあります。内容につきましては、この条例は70歳以上の高齢者に対しまして、長寿の象徴である鶴と亀のようにいつまでもお元気で暮らしていただけるような高齢者の方々の生活を支援することとともに、福祉の増進を図るといった目的に支給をさせていただいているものであります。

しかし、山江村行政改革推進委員会の答申及び高齢者増加に伴う対象増加が見込まれておりまして、今後の支給継続及び公平性を確保するというようなことから支給がかさむ部分を検討するように推進委員会からも言われておりまして、その部分につきましては、支給加算額部分を削除させていただきまして、それに伴い条例を改

正することから本案を提出するというものでございます。

附則といたしまして、本条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第21 議案第16号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第21、議案第16号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地域材の需要拡大及び利用促進により林業の振興を図るために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、条例の一部を次のように改正するとして別表を付けているところでありますし、最後のページには新旧対照表を付けているところであります。現在、地域材を利用した住宅及び建築物の新築増築及び改修を行うものに対し、補助金を交付しております。それによりまして、林業振興また地域材の需要拡大及び利用促進を図ってきているということでもありますけれども、今回条例の一部を改正しまして補助単価及び1物件あたりの限度額の増額をいたしまして、更なる地域材の利用促進を図るために提案をするというものでございます。

内容につきましては、住宅建築等補助単価を別表案の単価のとおり1物件あたりの限度額を40万円から50万円増額し、利用促進を図るというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第22 議案第17号 山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第22、議案第17号、山江村法定外公共物管理

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村流水占用料等徴収条例の制定に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でありまして、最後のページには新旧対照表をあげさせてもらっております。これは先ほど説明申し上げましたけれども、山江村道路占用料徴収条例に基づき占用料の額や徴収方法等を定めていましたが、河川内の営利目的にも対応できるように新たに山江村流水占有料等徴収条例の整備を提案させていただいております。その条例の整備に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるため、提案をさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第23 議案第18号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第18号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として下のほうに表を付けておりますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

記、工事名、令和元年度山江村役場庁舎非常用電源設備設置工事でございます。

事業量につきましては、発電が150キロボルトアンペア1基、燃料タンク990リットル×3基、電源切替盤が1台でございます。

契約金額につきましては、当初6,966万円でありましたが、変更後7,095万円となるものでございまして、変更後につきましては129万円の増となるものでございます。

契約の相手方につきましては、人吉市灰久保町10番地の2、飯塚電機工業(株)人吉営業所の所長正岡隆幸となっております。

入札の方法であります。当初は指名競争入札でございます。今回変更分につきましては協議による変更契約ということになるわけでありまして。

提案理由につきましては、この工事請負変更契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるために提案させていただくというものでございます。いわゆる5,000万円以上の工事契約変更に伴う議会への議決のお願いであります。

以上であります。

-----○-----

日程第24 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第24、議案第19号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第19号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

これも記として、表を付けておりますので読み上げさせていただきたいと思っております。

工事名が令和元年度村道県道下段線下之段橋上部工工事でございます。

事業量につきましては、舗装工が325平方メートル、PC橋工一式、橋梁附属物工一式、コンクリート橋足場等設置工一式、仮設工一式となっております。

契約金額につきましては、当初1億2,204万円で契約をしておりましたが、変更後につきましては1億2,430万円となります。いわゆる変更分につきましては226万円ということでございます。

契約の相手方ですが、熊本市東区健軍本町22番2号、アイユート健軍本町301号、コーアツ・中央建設工事共同企業体でございます。コーアツ工業株式会社熊本営業所、営業所長坂本博志となっております。

入札の方法につきましては、当初指名競争入札でありました。今回の変更につきましては、変更分につきましては協議による変更契約を交わさせていただくというものでございます。

提案理由といたしまして、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定

によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案させていただくということでございまして、これも5,000万円以上の請負契約に金額に変更が生じたために提案をさせていただくというものでございます。

-----○-----

日程第25 議案第20号 令和2年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第25、議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村一般会計予算書でございます。

1枚開けていただきますと、令和2年度山江村一般会計予算がでございます。令和2年度山江村一般会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億6,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債についてでございます。

第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第3条地方自治法第235条の3、第2項の規定により一時借入の最高額は2億円と定めるものでございます。

次に歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の確保の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に関わる共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。令和2年3月4日、本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算書について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものについて説明いたします。1、村税でございますが、昨年比で1,125万2,000円の増の2

億2,107万3,000円を計上しております。2、地方譲与税については、森林環境譲与税の増額が見込まれ、昨年比で775万3,000円の増の5,006万2,000円を計上しております。3、利子割交付金から9、地方特例交付金また11の交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画に基づき計上いたしております。10、地方交付税につきましても国の地方財政計画に基づきまして、昨年と比較しまして4,100万円の増、普通交付税の総額15億100万円を計上しております。

2ページをご覧ください。歳入、12、地方消費税交付金、昨年比で268万5,000円の増の5,438万5,000円を計上しております。13、分担金及び負担金、民生費負担金が主で、国の制度改正に伴う保育料等を見込額としまして439万5,000円を計上しております。14、使用料及び手数料、住宅使用料が主で、昨年度の実績に基づき見込額の4,661万2,000円を計上しております。15、国庫支出金、社会資本整備総合交付金事業の事業費減が主で、昨年と比較しまして8,828万4,000円の減額の3億6,394万7,000円を計上しております。16、県支出金、昨年度の実績に基づきまして昨年並みの2億404万円を計上しております。17、財産収入、主に立木売払収入などの見込額としまして2,145万1,000円を計上しております。18、寄附金、ふるさと応援寄附金を昨年度より1,200万円増額しまして、2,220万円を計上しております。19、繰入金、昨年度より3,060万4,000円の減額で、主なものは財政調整基金1億4,000万円、定住化促進基金1,800万、減債基金3,500万、村有地施設整備基金1,030万円など2億412万2,000円を計上しております。20、繰越金、昨年度と比較しまして1,613万円の増の1億1,920万円を計上しております。

3ページをご覧ください。21、諸収入、昨年並みの2,081万2,000円を計上しております。22、村債、昨年比で1億8,210万円の減額の2億2,740万円を計上しまして、歳入合計30億6,500万円でございます。

4ページをご覧ください。歳出、議会費、昨年並みの5,977万5,000円を計上しております。2、総務費、昨年比で1億3,287万7,000円の減額で、主なものは財産管理費での庁舎非常用電源設備及び企画振興費での特別会計繰出金の減額で5億3,782万9,000円を計上しております。3、民生費、昨年比で2,342万2,000円の増で主なものについては、障がい者老人福祉費の増額でございます。6億3,691万9,000円を計上をしておきます。4、衛生費昨年比で848万5,000円の減額で3億7,172万5,000円を計上しております。5、農林水産業費、昨年比で975万3,000円の増額で、主なものは農

道整備に係る農地林道整備に係る林道維持費の増額でございまして、3億2,174万9,000円を計上しております。6、商工費、昨年比で2,227万3,000円の増額で、主なものは温泉センター管理運営費の増額でございまして、7,725万7,000円を計上しております。7、土木費、昨年比で1億5,910万4,000円の減額で主なものは社会資本整備事業費の減額でございまして、2億8,100万7,000円を計上しております。8、消防費、昨年比で1,935万9,000円の減額で、前年のヘリコプター離着陸場整備に係る事業費減でございまして、1億1,549万8,000円を計上しております。

5ページをご覧ください。9、教育費、昨年比で4,912万3,000円の増額で、学校給食調理員及びスクールバス運転業務の支出組み換えが主な要因でございまして、2億7,950万4,000円を計上しております。10、災害復旧費、昨年と同額の450万円を計上しております。11、公債費、昨年比で1,082万1,000円の減額で過疎債等の減額が主なものでございまして、3億5,944万5,000円を計上しております。12、予備費、2,014万2,000円を計上しまして、歳出合計30億6,500万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。地方債、第2表でございまして。起債の目的、限度額について説明いたします。臨時財政対策債4,660万円、地域振興事業250万円、農業振興事業500万円、農道改良事業450万円、林道改良事業210万円、プレミアム商品券発行事業460万円、温泉利用施設推進事業2,800万円、道路新設改良事業9,610万円、消防施設整備事業240万円、水防団設備整備事業160万円、学校施設等個別施設計画策定事業440万円、教育ICT環境整備事業2,960万円をそれぞれ限度額としておりまして、起債の方法、利率、償還の方法については記載してあるとおりでございます。

102ページをご覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込額34億3,370万8,000円に当該年度中起債見込額2億2,740万円を加えまして、当該年度中元金償還見込額3億4,160万7,000円を差し引きまして33億1,950万2,000円を当該年度末現在高の見込額といたしております。

以上で、議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後1時53分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 先ほど議案第20号について説明しました内容につきまして訂正させていただきます。

1ページ、2ページそれから3ページにかけてですけれども、私が款の説明、番号について説明した番号、款の番号が6の法人事業税交付金を7と言いましたけれども、実際この番号につきましては、6でございまして、それから順次番号7から21までの番号につきましては、私の発言より一つ繰り上がるということでございまして、訂正させていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ただいま訂正の申し出ありましたが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

-----○-----

日程第26 議案第21号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第26、議案第21号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。令和2年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の

規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものとさせていただきます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

令和2年3月4日、本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第21号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税、保険料の現年度及び過年度見込額6,947万6,000円とするものとさせていただきます。款6、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金等見込額3億925万2,000円とするものとさせていただきます。款9、繰入金、一般会計からの繰入金3,766万4,000円とするものとさせていただきます。款10、繰越金、令和元年度からの繰入金を見込みまして632万4,000円とするものとさせていただきます。

以上、歳入合計4億2,400万円とするものとさせていただきます。

次に、2ページをご覧ください。款1、総務費、役務費及び委託費等が主なものでありまして387万5,000円とするものとさせていただきます。款2、保険給付費、療養諸費2億5,853万3,000円、高額療養費3,361万3,000円等、療養給付費等の見込額ほか合わせまして2億9,444万8,000円とするものとさせていただきます。款3、国民健康保険事業費納付金、県からの見込額によるものとさせていただきます。村が県に対しまして納付する保険料、医療給付費等、後期高齢者支援分、介護納付金合わせまして1億616万6,000円とするものとさせていただきます。款6、保険事業費、人件費及び特定健診審査等、保険事業関係に伴うものでありまして1,082万7,000円とするものとさせていただきます。款10、予備費817万7,000円といたしまして、歳出合計4億2,400万円とするものとさせていただきます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第27 議案第22号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第27、議案第22号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

令和2年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,400万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、地方債についてでございます。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものがございます。

次に、一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入金の最高額は1,000万円と定めるものというものでございます。

次に歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものがございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に関わる共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。令和2年3月4日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第22号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主な款項についてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、1、使用料、現年過年度使用料見込額を4,907万円。6、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入額を1億600万円。7、繰越金、1、繰越金、令和元年度からの繰り越しを見込みまして258万8,000円、9、村債、1、村債を2,620万円とするもので、歳入合計を1億8,400万円とするものがございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、主に人件費として461万3,000円。2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、簡易水道施設の維持管理費など2,946万9,000円。2、簡易水道事業費、2、簡易水道施設整備費、簡易水道施設の整備として3,155万7,000円、4、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金を1億1,628万8,000円。5、予

備費、1、予備費を207万1,000円とするもので、歳出合計を1億8,400万円とするものでございます。

歳入歳出それぞれ前年比で2,400万円の増となっております。

3ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は簡易水道事業で限度額を2,620万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明終わります。

-----○-----

日程第28 議案第23号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第28、議案第23号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第23号についてご説明申し上げます。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。

令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,800万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、地方債についてでございます。第2条、地方自治法第230条、第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるというものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第23号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主な款項についてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、1、使用料、現年度、過年度の使用料見込額を3,669万円。4、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入額を1億100万円。5、繰越金、1、繰越金、令和元年度からの繰り越しを見込みまして147万2,000円、7、村債、1、村債を860万円とするもので、歳入合計を1億4,800万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、主に人件費として667万9,000円。2、農業集落排水事業、2、農業集落排水施設管理費、農業集落排水施設の維持管理費など6,667万円。3、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金を7,246万8,000円。4、予備費、1、予備費を218万3,000円とするもので、歳入合計を1億4,800万円とするものでございます。

歳入歳出それぞれ前年比で1,300万円の増となっております。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は、農業集落排水事業で限度額を860万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明終わります。

-----○-----

日程第29 議案第24号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第29、議案第24号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきますと、令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。令和2年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,000万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるものでござい

ます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

令和2年3月4日、本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第24号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料、介護保険料、現年度及び過年度見込額7,086万9,000円とするものでございます。款3、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして1億1,612万2,000円とするものでございます。款4、支払基金交付金、第2号被保険者分見込額1億974万7,000円とするものでございます。款5、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして6,232万9,000円とするものでございます。款7、繰入金、一般会計からの繰入金6,816万7,000円とするものでございます。款8、繰越金、令和元年度からの繰越金を見込みまして177万9,000円とするものでございます。

歳入合計4億3,000万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、人件費及び第8期介護保険事業計画策定委託料、球磨郡認定審査会負担金等、合わせまして915万5,000円とするものでございます。款2、保険給付費、居宅介護サービス給付負担金及び施設介護サービス給付費負担金が主なものでありまして、3億9,437万6,000円とするものでございます。款4、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでありまして、2,388万3,000円とするものでございます。款8、予備費252万3,000円といたしまして、歳出合計4億3,000万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第25号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第30、議案第25号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

これも表紙を1枚めくっていただきますと、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。令和2年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,900万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第25号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料現年度及び過年度見込額2,359万3,000円とするものでございます。款3、繰入金、一般会計からの繰入金1,483万5,000円とするものでございます。款4、繰越金、令和元年度からの繰越金を見込みまして50万8,000円とするものでございます。

歳入合計3,900万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対しまして納付する保険料分でございます。広域連合からの見込額3,826万4,000円とするものでございます。款4、予備費52万1,000円といたしまして、歳出合計3,900万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第31 議案第26号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第31、議案第26号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。令和2年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,800万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は600万円と定めるものがございます。

令和2年3月4日、本日提出でございます。内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第26号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、款1、分担金及び負担金1,000円、加入負担金でございます。款2、使用料及び手数料2,564万7,000円、ケーブルテレビ及び光ケーブル等の使用料でございます。款3、繰入金2,102万1,000円、一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金100万円、前年度からの繰越金を見込んでおります。款5、諸収入33万1,000円、国税などの還付金などがございます。

以上、歳入合計を4,800万円とするものがございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、款1、総務費1,504万4,000円、ケーブルテレビセンターの運営に伴います需要費、派遣業務に係る委託料などがございます。款2、ケーブルテレビ事業費3,174万1,000円、需要費、役務費、CS番組受信、機器点検の委託料及び電柱許可などの使用料、それと機械購入費などの金額でございます。款4、予備費といたしまして1,121万5,000円を計上しております。

以上、歳出合計を4,800万円とするものがございます。前年度と比較しまして4,450万円の減額となっております。減額の主なものにつきましては、施設設備や機械整備の委託料の減額によるものが主でございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 3 2 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 3 2、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第 126 条の規定により配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、提案理由の説明は終わりました。また、12 月議会定例会以降、各種団体より陳情書が 2 件提出され議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配布することとします。各議員で内容を研究され、必要な場合は後日議員提案とされますようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 27 分

第 2 号

3 月 1 1 日 (水)

令和2年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

令和2年3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	山 口 明 君	企 画 調 整 課 長	平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長	新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、9名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いします。

なお、本日は終日かかると思われますので、質問・答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げます。

それでは、はじめに4番、赤坂修議員より、1. 観光交流による活性化について、2. 移住定住促進についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） おはようございます。4番議員、赤坂でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問いたします。

まず、1点目として観光交流による活性化についてということで、通告しておりますが、100人委員会は、村民自らが参画し自らの夢と希望の実現に向けて自らが行動する村づくり部会という趣旨のもと発足され10の部会が活動されておりますが、私も観光交流部会に所属しております。自ら行動する立場ではありますが、観光交流人口の拡大による山江村、または地域の活性化対策等について伺ってまいりたいと思います。ニュースレターとして山江村フットパス、これは2016年7月から8月にかけて発行されておりますが、8月発行分には「いよいよ山江村フットパスのコース選びがスタート」となっており、4年近く経過した現在、5コースが開発されておりますが、このニュースレターの中に「フットパスでこんなにいいこと」ということで、5項目ありますが、この中から伺ってまいりたいと思います。

三項目目として、「村の観光資源が発掘できます」とありますが、観光交流部会

では、部会長中心に令和元年度地域の観光資源の再発掘、整備ということで5つ目のフットパスコースである新層コースの看板設置、除草作業、道路の整備や観光資源の発掘として、12月には萩の三平桜周辺の整備を行っております。三平桜周辺の道路の整備については、地域の方からも車の離合箇所の整備や一部村道ということで痛んでいる箇所の整備の要望があっているかと思いますが、萩の三平桜は樹齢が300年から400年と言われる樹高40メートルもある山桜で、萩周辺の山林は自然林が多く山桜が多く自生し、3月中旬頃は見頃だと思っておりますが、部会では三平桜周辺の景観の保全について行政にもお願いしていきたいという話もしておりますし、地域の観光資源の整備、保全についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今日は一般質問となっております。いつものように理念や考え方については私のほうからお答えしたいと思いますし、具体的な取り組みについては、担当課長から答弁させますので、どうぞよろしく申し上げます。お尋ねの件は、企画調整課長がお答えします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

観光資源の整備、保全についてというご質問でございます。本村の豊かな自然がもたらす景観や特産品、観光資源などの山江村の魅力を村民一人一人が認識し、後世に渡り守っていくことは大切なことでもありますし、そのためには村民の皆様の協力なしでは実現はできないというふうに思っております。そのような中、議員が申されましたとおり昨年、山江村未来塾100人委員会の観光交流部会、自ら新層奇石コースのフットパスコースが開発をされたところであります。現在、5つのコースが整備されておりまして、いずれも山江村の地域資源を活用したコースとなっております。議員が申されました三平桜のコースも今整備をされているということでもあります。このフットパスコースも含めまして、これからも行政としてしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、山江村の地域の特色ある資源を生かした自然環境の適切な管理と保全に努め、人と自然が共生し続けられる村づくりを今後進めていきたいと思っております。もちろん、住民自ら活動していただくことを支援していきたいと思っておりますし、それに対しますいろいろな自然環境の整備とかも村としましても積極的に支援をしていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 古くからある地名にちなんだ自然遺産、各地区にある地域資産の整備保全については、今、交流部会では各自ボランティアで整備保全等行ってお

りますけれども、なかなかボランティアではできない部分も多くありますので、今後ご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、「村民みんなで村を活性化できます」とありますが、あえて地域の盛り上がりということで通告しておりますが、現在、フットパスや栗拾いツアーなどのイベントを地域づくり研究所職員のサポートのもと、企画実施されておりアンケート調査でも好評を得ておりますが、村外の方が山江村に来て、地域を歩いて村の良さ、地域の人柄の良さなどを体感していただき、山江村の知名度を上げていくのはいいのですが、受け皿となる受け入れる側、地元のほうと言いますか、地元の方の理解、認知がないと地域の盛り上がり、活性化は生まれないのではないかと、おもてなし、交流には結びついていかないのではないかと考えております。フットパスやイベント開催時のコース沿いの住民の方や見学コースに入っている住民の方への連絡、案内などが足りないのではないかと考えているところでもあります。この件についてはどのようにお考えであるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地域の盛り上がりについてというご質問でございます。この5つのフットパスにつきましては、参加者から参加料を徴収しまして、地元におもてなしをしていただきまして、参加者との交流など地域づくりに取り組んでいただいております。本村は観光拠点となる施設及び多くの地域資源に恵まれた環境を生かした地域の活性化、観光の振興を図るためには地域の方々の活動、そして人・地域の盛り上がりが必要であると認識をしております。地域の盛り上がりについてということですが、今後も地域の方々が自ら楽しみ、コース沿いの地域の方々による、例えば地域の特産品の販売など、魅力的で地域の方々の方が元気で楽しみながら暮らしやすい村づくりの実現を目指す、住民参画によります地域づくりに向けた事業を展開していきたいと考えております。このコースにつきましては、地元の方にも地域には連絡はしておりますけれども、例えば石蔵の所有者とか、なかなか連絡が今現在しておりませんので、今後このコースのフットパスが開催される場合には、地域の方で盛り上げていただくように何らかの方法で地域の方にも連絡をしていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、石蔵という言葉も出てきましたけど、小山田も石蔵や白壁の蔵などのフットパスの見学コースになっておりますが、その方に以前であります、伺ったんですが、今課長も言いましたように連絡もないし、フットパスがあつてるのも知らなかったと言われておりました。コースでの地域や見学コースの住民の方へのイベントのお知らせや案内することで、誰かしらお年寄りが多いから、家

にいて、話などをしていただけるのではないかと。交流が生まれるのではないかと。思ったところでもあります。ご検討方よろしくお願いたします。

次に、最後のこのフットパスでこんなに良いことということで、5項目に「産品がPRできます、売れます」とありますが、フットパスやイベント開催時の地域の方のおもてなしについては、合戦ノ峰観音堂、東浦地区の息吹きさんでのおもてなし等していただいておりますけれども、地域の活性化としては交流による活性化とある程度地域にお金がおちるような仕組みづくりはできないものかと思っております。各地域でのおもてなしをしていただけるようなリーダーやグループの育成、地域の農林産物、我が家自慢の漬物等などの加工品の掘り起こし、山江村をPRできるようなグッズの開発、販売などはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） フットパスにつきましては、今5コースがありまして、いろいろなおもてなしをしていただいているということでございます。そこには、特産品の販売、地域の加工特産品のおもてなしということも今現在行っておりまして、これが5コース全部がそういう特産品を生かしたPRとか活動は行ってないのが現状でありますけれども、今後、議員が申されますとおり、地域のそれぞれの地域の資源を生かした特産品があるというふうに思っております。その方向も今加工の特産品の開発も含めまして、何らかの形で地域の方にもご協力をよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。今、ここで山江村をPRできるようなグッズというか、その辺がなかなか少ないように感じているわけでございますけれども、100人委員会でも商品開発部会とかありまして、フェイスブックでも見たんですけれども、くり平の焼き印を押した商品やピンバッジの試作品も作られているようでありますが、まだ商品化には至らないような状況でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

100人委員会の10部会ありまして、その一つに商品開発部会が最近、誕生したところでございます。そこでは、今現在、議員が申されましたとおり、くり平を焼き印した例えばコースターとか、そういうのとピンバッジを今作っている。試作品が今できたということでありまして、これが今後、村民の皆様にもPRできるように公表と言いますか、販売と言いますか、そういう形でももっていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） よろしく願いいたします。

次に、平成31年2月に山江村観光交流促進協議会が発足され、ケーブルテレビでは第3回観光交流促進協議会が開催されたと放送されておりましたが、現在の活動内容と令和2年度の一般会計予算では運営補助金として238万円計上されておりますが、どのような活動を計画をされているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 観光交流促進協議会ということでございます。現在、100人委員会の各部会では、それぞれ本村の魅力を知っていただくために様々な事業を展開しておられます。このそれぞれの部会や各種団体が連携し、事業を展開するために、昨年議員が申されましたとおり山江村観光交流促進協議会が立ち上がったということでありまして、見る、体験する、交流する、泊まる、買うといったメニューを企画し、地域の活性化を図り、ひいては稼げる組織を目指し、事業を展開していきたいと今後も思っております。村内に数多くある観光資源の中で、観光施設、商業施設、自然、歴史、文化、イベントなどを生かし、観光交流人口の拡大、収益ある事業展開など戦略的な観光地域づくりを実現するための組織であります。今後も地域の活性化のため、この協議会の将来的な自立を目指した、自立に向けて支援をしていきたいと思っております。

それから、議員が申されましたとおり来年度の当初予算の計上238万円ということでありまして、これは観光交流促進協議会が事業を運営するために必要な経費運営費としまして100万円、そして通り名、万江と山田の県道の通り名を募集しまして40件近くの応募がございまして、その通り名を決定させていただきましたので、その通り名の看板を設置、そしてくり平のグッズを作りたいというふうに思っております。これをするによりまして、住民自ら愛称を持った例えば道の名称、そして観光客の入り込みの人達がわかりやすい地図と言いますか、わかりやすい観光地を目指していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 先ほど、課長言われました、泊まる、買うと言ったメニュー。

今各部会、（株）やまえ、商工会などが各種団体が協議会のほうに入っておられると思えますけれども、各種団体と連携したいいわゆる着地型観光の企画等についてはこれからということでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 観光促進協議会の件でありますから、その目的を私のほうからしゃべることでお答えしたいと思います。

そもそも100人委員会は山江未来塾として私の公約の一つとして、まさにその公約の一つは人材育成であります。議員おっしゃいました各地域にリーダーをしっかりと作りなさいという方々、村民リーダーを作りながら、観光産業と言いますか、それぞれの地域づくりの活動を活性化していきたいということでもあります。特に、観光交流促進協議会については、将来的には法人化を目指したいとしております。どういうことかというと、観光産業をしっかりとこの山江村でも定着をさせることができるか。100人委員会もちろん、いろんな10の部会がありますし、この人たちにいろんなことを割り振るだけでいろんなことができますし、この人たちにいろんなことを割り振るだけでいろんなことができますし、ましてや役場観光や100人委員会そして農泊をする方も当然おられましょうし、農家においてもいろんな特産物とか産物をお持ちでありますから、そういう方々の体験、また購入もできますし、隣家体験もできるかと思えます。また、飲食店にあってもいろんなものを売るという行為の中で紹介できますし、それから交通山江村内での交通まるおか号をはじめ、山江から出ていくための交通も含めてできますし、商業、物産販売それから村民の方々、それから宿泊関係者、こういうものが山江村にしっかりと位置付けられると、例えばどうぞお出でくださいじゃなくて、向こうは何がしたいかという要求に応えられるということ。旅行代理店から山江に来たいという人が何をしたいかということをお観光交流促進協議会の事務局に言うと、泊まりたいということであれば宿泊を紹介するし、何か買い物をするということであればいろんな商品を紹介できる。フットパスをしたいということであれば100人委員会の観光部会に紹介できる。物産販売もそうですし、そういうワンストップの一つ旅行代理店とか個人旅行者とか団体旅行者とかインバウンドとかそういう方々が何を要求して、何をしたいんだけど、山江村では何をできますかという要求に応えていきたいということでもあります。

ということになると、当然お金が動きについて発生しますので、お金で運営をしていこうという法人であります。一挙手一投足にはできませんが、少しずつその機運が4年たって、ここに来て100人委員会の動きもやっといろんな実践の活動が出てきたということでもありますので、そういう方々と連携をさらに強めながら、自立できる組織としてぜひ頑張ってくださいと思います。しっかりと支援もしていきたいということでもありますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

観光交流促部会では令和元年度の事業につきましては、観光案内、イベントの実施等により延べ135名程度の村外の方との交流ができております。そういうようなことを利用していただきまして、今後協議会が山江村に金がおちるような企画の

実施等を推進していただきますことを期待いたしまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、移住定住促進についてとして通告しておりますが、先般新聞に2018年11月時点の空き家について、全国で848万9,000戸、5年前より28万戸増え、住宅総数の13.6%の空き家率であると出ておりました。一番空き家率が高いのが北海道夕張市の40%、一方、最小なのが熊本県菊陽町の3.2%だそうです。私も空き家対策、移住定住対策については2回ほど質問しておりますが、山江村では平成26年、西暦の2014年6月から9月にかけて調査が行われておりましたが、約6年前になりますので、空き家の状況も変わっていると思いますが、今後の調査の計画はあるのか、また所有者への意向調査は考えておられるのか。所有者の方が空き家についてどのように考えておられるのか、一番大事な点だと思いますので、このような計画があるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 空き家調査の件ということでございます。

本村の空き家につきましては、議員申されましたとおり数年前に村内全域を調査をいたしております。調査結果によりますと、空き家が本村では112件ということでございます。そのうち山田が65件、万江地区が47件ということでございます。目立った破損がなく利活用が認める物件が30件ほど、改修をすることによって見込める件数が80件ということでございます。また、これ以降の空き家情報につきましては、山江村移住定住促進委員会というのがありまして、その会議を年に1、2回開催をしております。その中で情報をいただいております。その情報をいただいた新規に出てきた空き家につきましては、本人所有者と連絡が取れる場合には、今後この空き家をどういうふうな考えでおられるのかという意向調査は行っております。その中で、例えば貸してもいい、売ってもいいという方がおられましたら空き家バンクを登録をお願いしているところでございますけれども、なかなか登録までは至らないというのが現状であります。空き家の登録はありませんけれども、土地につきましては、今年度3件の登録がありまして、今年度で全て契約に至ったというところであります。所有されている空き家の利活用につきましては、所有者本人の大切な財産でもありますし、様々なクリアをしなくてはならない問題もあるかと思っておりますので、今後も空き家の利活用につきましては、調査も行いますし利活用も進めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 引き続き空き家等調査については、協議会等でやっているということでございますけれども、その辺の意向調査の結果どのような考えを持ってお

られる方が多いのかというあれは、データの的にはないですよ。なければいいんですが、移住を希望する側には、空き家改修補助金や空き家土地購入助成金などの助成はありますが、空き家バンクに登録する所有者側は、今現在特点がないということも登録が進まない一因とはそのような話はないのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 空き家バンクに登録されている家屋土地を購入された場合、土地につきましては、補助制度は設けております。ただ、登録されていない物件の購入につきましては、対象外ということでございます。ただ、登録されている方に対しましての支援はないのかということでございますが、今のところ現在設けておりません。ただ、この空き家バンクに登録することによって多くの方が物件があるということの情報は提供できるというふうに思っております。ただ、空き家バンクに登録されている所有者の方に対しまして助成と言いますか、支援と言いますか、そういうことは例えば登録されて契約に至ったらいくらかの補助をするとか、そういう何らかの支援とかは今後も必要になってくるのではないかなというふうには思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 所有者の方の意向が一番大事だと思います。所有者または所有者がわからない場合は固定資産税を納付される方など、ぜひ意向調査は確実に進めていただいて、実態を把握していただければと思います。

次に、先ほど課長の方から土地の空き家バンク登録については3件売買ができたということでございますけれども、ケーブルテレビでも空き家土地購入助成ということで、補助金交付の様子が紹介されておりましたが、見ましたがこの助成金は山江村土地購入補助金交付要綱に基づいて交付されたのか、また土地購入補助交付金要綱の中の土地の定義として村内に所在し、現に居住のように供する建物がない更地となっておりますが、農地でもいいのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員申されましたとおり昨日、土地購入の補助金を交付させていただきました。これは、山江村土地購入補助金交付要綱に基づいて交付したということであります。この空き家バンクに登録される土地につきましては、農地でも結構でございます。農地で登録して、そのまま農地として登録して、それをあとで住宅用にして、住宅が建ってから宅地に地目変更をするということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 農地でも構わないということですが、空き家バンクとい

うのは、地方公共団体が運営するサービスということで、バンクに登録することで農地の引き合いですね、移住される方の引き合いも多いかと思しますので、ぜひこの辺はケーブルテレビ等を通じて推進していただきたいと思います。

また、今度の当初予算では、移住定住推進費、土地購入につき助成として100万円が計上されておりましたけれども、この中で去年と違うのが空き家というのが抜けていたんですけれども、これは何か要綱の変更とかはあったんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） その予算書の説明の項目が昨年と空き家が抜けていたということです。昨年は空き家土地購入補助金というふうになっていたと思います。今年、今年度と言いますか、来年度の当初予算には空き家が抜けて土地購入補助金ということになってたということです。空き家バンクに登録された家屋の改修とかには補助金はありますけども、購入には補助金がないということで今回の予算の説明を変えさせていただいたということでございます。いいですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 最後の質問に移りたいと思います。

空き家バンクへの登録がなかなか進まない中で空き家改修補助金、空き家土地購入補助金などの移住される方への補助制度は整備されておるところであります、所有者側が空き家の解体を考える場合に相当の費用もかかりますし、決断を先延ばしされてる方もおられるのではないのでしょうか。空き家の解体に対する助成の考えはないか。今後管理不全の空き家が増えてくる中で、解体に対する助成をすることで、管理不全な空き家の解消、宅地の供給など移住定住対策となるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 空き家の解体に対します支援ということでございます。

空き家の解体に対します助成につきましては、空き家の適正管理をしていただくために、平成30年度に山江村空き家の適正管理に関する条例を制定をしたところでございます。この条例の制定によりまして、老朽化により危険な状態や犯罪、火災等を誘発する恐れのある状態、または周囲の生活環境に害を及ぼすような恐れのあるような状態の空き家に対しまして、管理不全な状態の解消のために必要な措置を講ずるように解体等も含めまして、助言、指導、勧告、場合によっては措置の代行を行うことができるということでございます。空き家の適正管理につきましては、この条例の規定によりまして、今後も対策をとっていきたいと思いますし、議員が申されました空き家の解体に対します助成ということでございますけれども、

この助成につきましては、この空き家も個人の財産でありますことから、今のところ今ある条例につきましてしっかりと運営をしていきたいと思っておりますし、今のところ解体に対します助成は考えておりませんが、今後の情勢を見ながら検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 空き家解体に対する助成措置は考えていないということでございますけれども、本当に空き家の増加が目立ってきております。山江村への移住希望者が多いと聞く中、空き家の利活用促すためにも効果的な対策をお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、6番、横谷巡議員より、1. 地方創生まれ・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について、2. ゴミ収集業務委託についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から一般質問を行います。

今回、通告しております質問事項は、地方創生まれ・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について。ゴミ収集業務委託についての2点であります。

質問事項の一つ目は、地方創生まれ・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証についてであります。平成26年日本創生会議の消滅可能都市の公表に端を発し、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この総合戦略は、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れを作るなど4つの基本目標を掲げ、そして地方版総合戦略を策定し、平成27年度から今年度までの5年間取り組みが行われてきました。国は東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけることを地方創生の看板として掲げたことが注目されておりましたが、昨年東京圏への転入超過は14万8,000人と一極集中は加速していて、地方の人口減による過疎化、高齢化はますます進み、疲弊化しているのが実情であります。新聞報道等を見ますと、5年間の評価として「地方創生の熱どこへ、地方創生続く試行錯誤、目立った成果は上がらず、地方は疲弊、看板倒れに終わりそうである」と厳しい論調になっています。全てがそうでなくて、中には地方効果の成果もあったと思いますが、今年度5年間の第1期のまち・ひと・しごと創生総

合戦略の年度末を控え村長として地方創生のこの現状を踏まえ、どのような所感を持っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど赤坂議員にはマスクをはめたまま答弁しまして、お聞きづらかったと思います。外しながら答弁させていただきたいと思います。

地方創生の始まりは、まさに議員おっしゃったとおり日本創生会議、人口減少問題検討部会であります。増田いわゆる元総務大臣が座長として消滅可能都市の890のリストをあげたんです。その中に山江村は入っていたということでもありました。ただ、896の自治体、本当に震撼をした、衝撃を与えたということでありまして、この人口減少問題に対する関心が全国で一気に盛り上がったといえますか、高まったということでもあります。当然、国としても地方創生としてまち・ひと・しごと創生本部が内閣におかれまして、東京一極集中と人口減少どう止めるかと二つの目標を基に、策定されたということで、受けて各自治体でも要するに各都道府県でも、全国の市町村でもまち・ひと・しごと総合戦略を作りなさいということで、それぞれ作ったということでもあります。簡略して申し上げますと、人口が減ったということでもありますので、人口減少問題はどうか、また東京一極集中がまだ進んでいるということでもあります。例えば人吉球磨をあげますと2015年の10月、5年前の10月の国勢調査は、人吉を含め8万8,820人でした。令和2年国勢調査がまた行われますが、どうなるんだろうと大変心配をしておりますけれども、2019年12月1日の人口動態ですね、これは県の統計ですので、一概に比べることはできませんけれども、その数値をもってみますと8万3,321人です。実にこの5年間で5,499人減ったという、いわゆる人口減少がなかなか止まらないということもございます。ただ、人口減少だけを見ますと、2015年、5年前の国勢調査、山江村は3,422人でした。今の国勢調査の数値は3,422人です。今日戸籍に聞きまして、今日現在の3月1日現在でありますけれども、3,449人です。27人増えとるなということで、私もびっくりしたんですけれども、子どもたちも今回中学校は44人卒業して、45人入学ということで、子どもの数もそんなに大きく減らないというようなことでもあります。ただ、これがその効果かどうかということを一概には言えないわけでありまして、あとでまち・ひと・しごとに関するKPI数値目標を設定しておりますから、それは担当課長が答弁するということでもありますけれども、ただ仕事をつくるという意味での産業振興をどうやっていくか、要するに今5億円ちょっとある農業の総生産をいかにあげていくかということでないかと若者は残ってくれないと思います。林業に至っては今2億円ぐらいの売上でありますから、これをどう上げていくか。蛇足ですが、年金の収入

額9億円ありますので、年金収入も追いつかないというような状況の中で、産業をどう振興していくかということが一つありますし、少子高齢化対策として子育て支援をさらに引き続きやっていくということも含めて、高齢化支援も高齢化社会でありますので、支援をやっていくということでもあります。それと、やはり生きがいとしての人材育成をということでもあります。山江村未来塾でずいぶん村民の方々、動きをされてきました。さらに支援していきたい、その村民の地域づくりの場の提供でもありますし、そういうこともやっていかなくちゃいけないと思いますし、先ほど質問がありましたとおり、住みよい村づくりとしてのいろんな環境課題問題をやっていく、そういう総合的なものが必要だと思っております。昔は東京一極集中と田舎の問題であったんですけども、最近言われておりますのは、これも先の町村長大会の話も何度かさせてもらいましたが、過疎と過疎の格差がついてきているということが言われております。いわゆる人口減少同士のところとの本当に賑やかなところ、頑張っているところとそうでないところの格差が見られるということでもありますから、山江村過疎の村でもありますので、しっかり先ほど言いました対策を打って、引き続き打っていくことが大事だろうかと思っております。

総じて言いますとまだ、これは目標を達成しましたというようなことではなく、引き続きやっていきながら、この村を作っていくということが求められております。第2期の地方創生の計画の着手に入るということでもありますので、またしっかり今の課題を捉えながら、今後の社会の動きというのはAIとかIoTとかビッグデータそれからSDGsそういう動きがどんどん強まっていこうかと思っておりますので、しっかりその付近の動きを見ながら、山江村にとってどういう課題解決のための事業を展開していくかということを検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、村長から見解を伺いましたけれども、やはり全体的な総合的な視野、また恐らく人吉球磨でもやり方によっては格差がそれぞれ町村間でも出てくるかなというふうには思っております。私はこの地方創生総合戦略が作成された平成27年の12月議会で一般質問をいたしました。そのときの内容を簡潔に言いますと、地方創生を国が財政面で応援するだけで、解決するほど事は簡単ではないと認識する。本当に東京一極集中に歯止めをかけたいならば、消費税を東京都など3大都市圏は15%にあげ、消滅可能市町村と言われるところは5%に下げる、企業の本社機能を地方に移せば税制面で優遇策が受けられる、少子化対策では第3子から家族手当を厚くするなど、根本的に大胆と思えるような改革が必要ではないか。国の施策が名前を変えただけの従前のやり方を進めるのではなく、地方の疲弊

した姿をそのままに捉え、地方創生の本気度なくして地方創生は実を結ぶことは難しいのではないかと考える。というような内容ではなかったかというふうに思います。

本村のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年11月に策定され、やはり4つの基本目標をあげてあります。一つは村の活力につながる雇用づくり。二つ目が移住定住の促進づくり。三つ目が結婚、出産、子育ての希望をかなえ、笑顔の絶えない村づくり。四つ目が安心な暮らしを実現する村づくり。この四つの基本目標であります。この基本目標に掲げました具体的な施策、各課局から62項目の事業が展開されてきました。総合戦略の策定にあたっては、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため施策ごとに重要、業績、評価指標横文字でKPIと言いますが、KPIの目標値が設定されていますが、基本目標に沿った具体的な施策の重要、業績、評価指標KPIの実現目標値の達成状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

山江村まち・ひと・しごと総合戦略のKPIの達成状況ということでございます。議員申されましたとおり四つの大きな施策がありまして、その中で各項目ごとに64の項目を設けております。それを進捗を確認するために、27の事業に対しましてKPIを設けさせていただいております。その中には5年後の達成できた指標、達成できなかった指標というふうにどちらもございました。数値的な達成度が全てではございませんけども、達成度の高い順に3段階で割合を算出しますと、達成率が80%以上100%の項目は12項目ということで、全体の45%ということでございます。それから50%以上80%未満の項目は9項目でありまして、割合で言いますと全体の33%ということになります。50%未満の項目は6項目で割合では全体の22%ということになっております。

以上が、達成状況ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ただいま、課長からKPIの設定の実績等についてお答えをいただきました。具体的な施策事業の効果を検証されて、今実現の成果があった事業、やや変更や見直し改善など余儀なくされた事業が中にはあるかと思えます。そのところを簡潔でいいですから、お願いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 総合戦略の検証につきましては、先月、検証委員会を開催させていただきまして、そこで数値が達成できた事業、達成できなかった事業

とかをいろいろ評価をいただいたところでございます。この事業につきましては、5年間で終了することではなくて、達成できた事業でももっと達成できるように、次期総合戦略の中にも盛り込みたいというふうに思っていますし、議員申されますとおり事業の見直し、変更、改善等がしたほうが良いという事業もたくさん意見をいただきましたので、次期総合戦略の中でその事業を盛り込みながら今後も推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ぜひ第2期作成されると思いますので、その課題の点については取り組んでいただければと思います。

次に、地方創生の拠点づくりとして建設されました合戦ノ峰物産販売所について伺います。この物産販売所は、地元の要望のもとに観音堂を核に観光交流の増加によって地域に元気と活性化を図る斬新な設計の施設で収益をあげる、地元等の農産物の販売による所得の向上を図るなど、地方創生に係る斬新な企画性が認められ地方創生拠点整備交付金の対象になったものであります。この物産販売所は総合戦略の基本目標の一つ、「村の活力につながる雇用づくり」の具体的な施策の中の「稼げる仕事づくりの実現」に向けて観光資源をみがきあげ、観光客の増加を図り、物産の販売を行って交流人口の拡大と地域での雇用の創出につなげる目的で整備された施設であります。そこでお尋ねをいたしますが、平日、今の日曜朝市、防災無線とかいろんなポスターで頑張って呼び込んでおられますけども、この平日、日曜朝市の出荷、来場者、売上の状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

この施設の整備につきましては、議員が申されました目的に沿って整備をした施設であります。この物産販売所につきましては、今年の8月から毎週日曜日に開館をいたしておまして、物産、特産品を販売をいたしております。出荷者の実人数で申しますと20名であります。今年の8月から現在までの来場者数は約2,000人。売上額は総額で約50万円という報告を受けております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 地元の農家、地元の協力が一番だと思うんですね。地元農家との出荷協力の状況についても伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 先ほど、出荷者は全員で20名ということでございます。そのうち地元の方の出荷者は11名ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） この合戦ノ峰物産販売所は村の施設です。今後、現在のような運営維持管理の方法をされるのか、またほかの考えがあるのか、しばらくこの状況を見ていくのか。その考えについてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この施設につきましては、維持管理につきましては、地元の合戦ノ峰物産販売管理組合というところに管理の委託をしております。しばらくは、この組合に管理委託をしたいというふうに考えておりますけれども、今後この組合が自立の方向に向けてどのような管理の仕方が良いのか、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） この物産販売所の場所として、販売するのに場所も問題があるとも思うんですけども、やはり人吉球磨の相良三十三観音の日本遺産、連携したお参りや歴史探訪、これが非常に効果があるとは思いますが、やはり限定的であります。村としての大きな狙いでありました雇用づくり、農産物販売による所得向上、地元の活性化、これにつながることは現状から大変難しいのではないかなというふうに考えます。再三申し上げておりますとおり、出荷、販売など地元を巻き込んだ地元をあげての協力と運営体制の構築を図っていただく。それから場所は少々悪くとも柱となる魅力ある特産品、農産物こういうのも開発しておくとか、おかないとせっかく作ったものが維持管理だけずっと続いて、どうかなというふうに思いますので、大変だと思いますけれども、このところはしっかりと指導なり協力がどのようにできるか考えていただきたいというふうに思います。地方創生拠点づくりとしての物産販売所は、今の現状からその目的と役割を果たしていると考えか率直な考えを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この施設が目的を果たしているかということでございます。

当初、整備する目的をこういうふうに来場者を図る、そして所得をこれだけ上げるという目的が最初あって、それによって進んでいくということで整備をした施設でもあります。現在その数値までは達していないのが状況ではありますけれども、しっかりと地元とも話し合いながら本来の目的に沿った施設となるように、村もしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、地元の方の協力もよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 次に、今年度は現行の総合戦略の最終年度であります。第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しなければなりません。球磨郡市でも何カ町村かは策定したというような新聞記事が出ておりました。この総合戦略と第6次総合振興計画を議会のほうでも議員さんにも配布いただきました。目標や施策が重複、関連している部分が数多くあり、一体性が高いことから内容の整合を図る必要があると考えます。まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会の維持を目指すための施策をまとめた計画であります。一方、総合振興計画は、本村が目指す将来像と前期5年、後期5年に取り組む村政全般にわたる施策、その体系を明らした村政運営の基本となる総合計画であります。

そこで第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向け、第1期の総合戦略の検証結果の対応と、国が示した地方へのひと・資金の流れを強化する、すなわち関係人口の創出拡大など新たな6つの視点に重点を置いた施策を推進することについて、まだ今の段階では策定されておられませんけれども、現時点でのお考えで結構ですので、見解をお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員申されますとおり国が示す第2期総合戦略は、移住定住の促進が核ということであります。これを進めるにあたりまして、地方とのつながりを強化するために関係人口の創出、拡大などがうたっています。移住定住を進めるにあたりまして住みよい地域、住みよい環境を作っていかなければならないと思っております。最近では都市との格差ということもありますけれども、最近では地方との過疎自治体同士の格差が出てきているというふうにも言われております。第2期での計画では、今回の検証委員会の検証結果を踏まえまして、地域が元気で賑やかな過疎地域、また魅力的な地域を目指した総合戦略を策定しまして、目標に向かってしっかりと事業の推進を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 総合振興計画のことですので、私のほうからも答弁させてもらいますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略、今回は移住定住ということですのでありますけれども、先ほど言いましたとおりですね、しっかりと地域を山江村をつくっていくということが大事であろうと思います。まず、山江村に住んでいる人が住みよいと思うような村づくりをする。いわゆる住みよいところは行きたいところで移住者が来てくれるというようなことですので、大きく社会情勢が変わっていかうかと思っておりますけれども、しっかりとその付近のことを意識しながらつくっていくということが寛容かと思っておりますし、当然のことながら第6次の総合振興計画

との整合については、全然違う方向を向いたらおかしいわけでありますので、整合性を図りながら策定をさせていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 第2期の総合戦略を作るにあたって、この第6次の総合振興計画多くの事業が重複しておりますので、非常にこれは一体性が高いと思うんですよ。ですからできれば第6次総合振興計画、これは一番、本村の上位の計画ですから、この整合を図り、統合し一体化をしたほうが私はいんじゃないかなと私の考えですけれども、村長が言いましたように二つあって二つがばらばらじゃおかしいから、総合戦略と総合振興計画の一体化というのはどうでしょうかね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 山江村が持つ総合振興計画的なもので、もちろん、まち・ひと・しごと総合戦略を、今後今までの成果を基にして策定するということに加えて山江村の地域強靱化計画を実は作りなさいと。まさに総合振興計画と同じような作業があるというようなことであります。地域防災、地域強靱化計画はもっと具体的に言いますと、策定した事業に対して優先的に国のほうがハード事業についてお金をやりますよということでもあります。それぞれの目的は違うんですけれども、書くことは一緒だと思っているところです。ただ、あと、どういうふうに整理するかということについてはもう一度総合計画できておりますので、もう一度やり直すかということも含めて経費もありますので、その付近のところも検討しながらやるということになるかと思います。提案としてしっかり受け止めておきます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 実際に統合したある町の意見が載っておりました。統合して新たな総合計画とすることで、一体となった目指すべき将来像、まちづくりの推進ができる。また総合戦略としての性質を備えた総合戦略を総合計画と一本化することによって、一体的かつ複合的な施策の展開が図られ相乗的な政策効果もあり、実施計画の策定などを通して、必要に応じて最適な形で柔軟に計画を行おうとしております。このことから、ぜひ第1期総合戦略を検証した結果に基づきまして、一体化の検討も十分に余地はあると思いますので、この点については提案を申し上げておきます。

次に、質問事項の二つ目です。村民、住民にとって身近なゴミ収集業務委託についてであります。新年度からごみ収集業務委託業者が代わるとの担当課長から説明を受けました。もし差し支えなかったら新たな業者名と、委託料について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

令和2年9月に公募型プロポーザル公募を行い10月に2回審査を行いました。プロポーザル審査の結果、敬称略させていただきます。可燃物の受託候補者を有限会社はと衛生者、不燃物及び資源物の受託候補者を有限会社エガワ解体の2社に決定しており、現在4月1日の一般廃棄物収集運搬業務委託開始に向けて準備を行っていただいております。また、業務委託料につきましては、前年度と同様、同額、新年度予算計上させていただいております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） このごみ収集業者につきましては、長年お世話になった業者さんも村内におられます。今回変更した理由はどういうわけなのか。また、村内からの希望者はなかったのか、伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

業務委託業者の理由変更につきましては、現在の業務委託業者との契約が令和2年3月31日をもって3年間の終了となります。今回、受託候補者の決定にあたりましては、公募型プロポーザル方式を実施し、本委託業務に対し、よりよい企画提案できたものが受託候補者となるものでございます。参加できる要件といたしましては、村内に事業所を有するもの。及び山江村一般廃棄物収集運搬業の許可を得ているものとしました。

実施しました背景といたしましては、近年大規模災害が発生しております。大規模災害において、災害で出たごみについては、全て一般廃棄物となり本村が処理を行わなければなりません。また、し尿や汚泥についても一般廃棄物として処理を行わなければなりません。各避難所に設置された仮設トイレのし尿、汚泥や避難所に出た避難ごみの収集も必要となります。

以上のことから、今回の選定を機会に体制の強化を図るため、複数人数所属する事業所のみを条件として、災害時でも対応できるかも選定の基準の一部とさせていただき、公募を行いました。村内からの希望者につきましては、本村に事業所があるものが2社、村外事業所から1社でありました。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 先ほど、総合戦略のことを申し上げました。この中に基本目標の一つに「村の活力につながる雇用づくり」、そして具体的施策の柱として「稼げる仕事づくりの実現」とうたっております。このようなことから村内の方から働き場の確保、雇用づくりをするべきではなかったかというふうに思います。やはり指導する、育成する、働き場、仕事場を与える、行政が努力する義務があると思う

んですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業務は、本村の住環境や自然環境を守るものであり、水や電気、食料と同じライフラインと考えております。災害時における重要性は計り知れないものがあり、今回受託候補者となった事業者は、通常の業務はもとより災害時における災害支援実績、また迅速に仮置き場を開設できるなど、対応体制が整っており適正かつ円滑、迅速に処理する役割を満たしていると判断されました。

災害において、災害廃棄物処理だけではなく、し尿や生活ごみ、避難所ごみの処理が、継続かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要であると考えます。働き場の確保や雇用づくりの観点も必要かと考えます。

しかし、近年大規模災害が多数発生する中、いつ発生するかわからない自然災害のために日頃の備えが必要と考え、復旧復興を優先することを第一に受託候補者を決定しております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からお答えしますけれども、村内における雇用の確保というようなことであります。契約書に村内の村民の方を積極的に雇用しろということは入ってるかどうかということは確認してはおりませんが、今回選定したということは、プロポーザルで非常に公平に事業者にやらせたということでもありますので、その件ご理解いただき、その付近につきましてまた契約する折に、付け加えさせてもらいたいと思います。それぞれの会社、村民の方も働いておられるようでありますので、新しく雇用される際には、その付近のことを申し添えて、またお願いしときたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 確かに大きな災害想定外の災害も起きてますから、そういう視野も必要かもしれませんが、要は今厳しい年金暮らしとか生活の暮らしに直面されている方がおられますので、今村長が言われたように、ぜひ会社のほうで、もし新規雇用の計画があれば山江村から雇用してもらって少しでも機会を与えていただければというふうに思います。ごみ収集は住民にとって身近な暮らしに関わる欠かすことのできない身近な問題です。住民、特に高齢者等の方が戸惑うことなく安心してごみが出されるように配慮していただき、新たなごみ収集業者への指導徹底をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。

ここで、暫時休憩をしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、5番、森田俊介議員より、1. 山江村自衛隊について、2. 地域づくり研究所の5年間の総括と検証についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） 議長のお許しが出ましたので、3番目に5番より一般質問を行います。

内容については、1. 山江村自衛隊について、2. 地域づくり研究所の5年間の総括と検証について、2点の件でお尋ねいたします。

まず、1点目山江村自衛隊の件でお尋ねいたします。少子化時代の中、現在の入隊の現状と募集内容についてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

自衛隊に関する業務は本村においても国からの委託金を活用しまして、自衛官募集事務や家族会への活動への助成事業を実施しておるところでございます。本村においての募集につきましては、自衛隊熊本地方協力本部からの依頼により、広報誌による隊員募集を逐次行っております。人吉地域事務所においては、年間を通して情報等を入手し戸別訪問の勧誘を行ったり、また就職等を控え興味がある生徒においては直接学校にて面談、説明会を行っております。さらに事務所でも相談会を実施し、募集勧誘を行っているようでございます。山江村出身の入隊員の状況については、来年度採用となる今年度の予定者についてはおりませんけれども、昨年度においては1名でございまして、近年においては1名程度の入隊があつている模様でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 質問になるかわかりにくいとは思いますが、お尋ねいたします。

昭和46年11月12日、大川内水無地区の山中にヘリコプター墜落事故から50年経過、現在、どのような状況と対応しているのかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

自衛隊のヘリコプター墜落事故は、搭乗しておりました3名の隊員が死亡したもので、当時熊本県内で初めての自衛隊墜落事故でありまして、新聞等でも大きく報道された航空機の事故で遭った模様でございます。その後の経緯ということでございますけれども、当時の資料等も残っておりませんので、明確ではございませんが、平成7年に行われました25回忌の慰霊祭、これは新聞記事でございますけれども、墜落事故の翌年から山江村自衛隊父兄会などによって、毎年慰霊祭が行われているという記事がありました。現在では毎年8月と11月に山江村自衛隊家族会により自主活動によりまして、慰霊碑の清掃及び参拝が実施されている状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 実は私も家族会の一員でございまして、墜落事故現場に慰霊塔が設置されていますが、立地条件が悪く落石や地滑りなどがあり危険性があるとして、その後33回忌に万江川の横に移転されました。現在に至っているところでございますが、山江村家族会、役場の総務課、自衛隊人吉球磨支部で年2回の慰霊祭と掃除とお参りをしているところでございますが、万江川を渡っていかなければなりません。がけ崩れや増水の上には、流されたり転倒したりする状況でございます。家族会も少子高齢化の中、大変苦勞しているところです。山江村家族会でも人吉坂本線道路脇に移転することはできないだろうかということで、山江村130周年記念もあり、ちょうど50回の節目でもあります。予算も年3万円の活動費として山江村家族会にいただいておりますけれども、この慰霊塔の移転は可能なのか、村長のお答えをお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは、慰霊碑の建設についてですけれども、先ほども申しましたけれども、当時の資料も残っておりませんので、詳細はわかっておりませんが、恐らく自衛隊とそれから遺族の方が中心となりまして、当時山江村自衛隊家族会も協力をし、地権者の了解を得て慰霊碑を建立されたものと思います。管理については、慰霊碑のそのものが、個人または関係者の持ち物となろうかと思っておりますので、今後についての管理についてもその関係者で管理していただくということに

なろうかと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 自衛隊に関する市町村の事務ですね、いわゆる山江村が何をすべきかということは国から委託された募集事務をなさいと位置付けられているところでもあります。従いまして、それ以外の事務につきましては、いろいろ検討が必要ということでもあります。平成15年か平成16年だったと思います。33回忌が行われまして、その家族の方々が山江村の温泉センターのほうに来られお参りをされた。また、自衛隊からも関係者の皆さん方が来られて、その折自衛隊の木造のヘリコプターを実は感謝を意を込めて自衛隊からもらったというようなことを思い出すわけであります。総務課のほうに調べさせてはいるんですけども、慰霊塔ですね、誰が作っているのかというのがよくわかりません。たぶん、そういう自衛隊の方々が殉職されたということでもありますので、自衛隊関係の経費で作られたんじゃないでしょうか。また家族会とか遺族の方々がどういう関わりを持っておられたのかというのはちょっとわかりませんが、その付近で対応されたんだと思います。受けて山江村の家族会のほうでボランティアでと言いますか、好意で今まで掃除をされお参りをされてきたというような経緯であります。そういう状況でありますので、一概にどこが山江村がそこに移転しますとか、家族会で今までどおりお願いしますとかいうことが言えませんが、もう少し自衛隊のほうとも協議をさせてもらいながら、今後も50回忌なら大体33回忌で終わったと思ってらっしゃると思います。もう50回忌で来られませんが、連絡ありませんので、という対応をさせていただければと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 設置してあるものですから、知らんふりしとるわけにはいかず、ちゃんとして先輩たちが引き継いでこられたボランティアでしてこられた清掃、お参りも続けてはいきたいとは思いますが、なかなか管理状況、いろいろなことで家族会も悩んでいるところですので、一つ協議の上、良い方法に向かうようお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

2点目、地域づくり研究所の5年間の総括と検証についての質問でございます。これは、先ほど、赤坂議員、それから横谷議員のほうでちょっと被るかもしれませんが一つよろしくお願いたします。地域づくり研究所は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標であり、村の活性化につながる雇用づくりの一つとして設置されましたが、その目的として農林業、防災環境、福祉、教育、人材育成の4分野で山江の情報づくりや編集経験の蓄積を生かし、村内の情報をより豊富にし、情報戦略を集中的に進める。2、農産物の高付加価値による販売先の拡大や栗のブラン

ド化によって村民の所得向上や雇用づくりにつながる。特産品である山江栗のブランド化によって最終的には山江村を栗で継続性可能な山江にする。この二つの課題として目標にあげ、取り組んでされましたがそこでお尋ねをいたします。4分野での情報戦略を集中的に進めるとしていましたが、その成果はどうであったかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

情報化戦略ということでございます。この情報化戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標を達成に向けた施策をICTの親和性、効果性、コストパフォーマンス、緊急度の4つの視点から整理をしまして、農林業分野、環境防災分野、福祉分野、教育人材分野を重点分野として取り組んでいるところでございます。情報化戦略における各事業の進捗状況につきましては、年度ごとに報告書を作成しまして、ご報告をさせていただいているということでございます。これが進捗状況の報告書ということでございます。今年度の進捗状況は、今構成中でありますので、完成次第、議員の方にも報告をさせていただきたいと思っております。成果ということでございますけれども、情報化戦略に基づき重点的に実施した各分野での取り組みによる事業成果は、まち・ひと・しごと総合戦略における先ほども横谷議員の答弁にも申しましたとおり、KPIで反映して数値化をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 山江栗のブランド化を図り、最終的には山江栗で依存性可能な山江にすると目標にしているが、生産現場の状況や現状を把握され、本当に実現可能なお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

山江栗の生産量の増加と品質向上を図るため苗木補助、肥料補助、有害鳥獣防護柵設置などの補助などの支援を行ってきております。また山江栗の知名度をあげ、村内外に発信するため毎年栗祭りを開催しております。今後も栗祭りによります農業振興、地域活性化を図っていきたいと思っております。生産現場の状況を把握し、実現可能なのかということでございますが、栗の生産量の300トン計画だと思っております。先ほど申しましたように、各種補助金の活用件数から見ても年々増えてきておりますので、今まで以上に栗生産者の生産意欲が出てきた証であり、生産、増産、増収に向けて期待が込められているものだと思います。計画の実現については、新植等による農地面積を増やすことや単収を増やしていくことによって

近づいていくものと考えておりますが、就業年齢が高くなり生産が落ちないような担い手の対策をしていくことが大切であろうかと思っております。今後も生産者の生産意欲を高めるため目標に向かってしっかり支援していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） しっかりとこの栗生産に対しては、私は第6次産業だけが反映されて、第1次産業生産者、栗の生産者は反映されていないというふうに感じております。地域づくり研究所が設立されて5年間の運営費の総額はいくらだったのかお答えください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えします。

地域づくり研究所の5年間の運営費ということでございます。地域づくり研究所が行った事業費ベースでお答えをさせていただきたいと思っております。

平成27年度事業費が内容としまして、山江村未来塾100人委員会運営支援業務委託とかフットパス開発業務委託、移住定住促進ツール作成業務委託、共同研究経費など約4,430万円ということでありまして、これは平成28年度へ繰り越しをいたしております、全額地方創生の交付金の活用をいたしております。平成28年度が地域づくり業務委託など約292万円、平成29年度が100人委員会運営支援委託、共同研究経費など約1,520万円、平成30年度が観光交流ホームページ作成業務委託、共同研究経費など約2,300万円、令和元年度が予算ベースですけれども、フットパスイベント運営業務委託、共同研究経費など約2,030万円ということでありまして。

なお、平成30年度と令和元年度につきましては、地方創生の推進交付金を活用をいたしております。つきまして地域づくり研究所の運営に係る経費と地域づくり研究所が行った事業費の5年間の総額が先ほど年度ごとに申しましたが、合計で約1億572万円ということでありまして、この1億572万円のうち、5,880万円が地方創生関連の交付金でありまして、約1,150万円が特別交付税ということでありまして、よって実質の一般財源は3,542万円ということでありまして。

以上が、5年間の地域づくり研究所が行った事業費に対します総額ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 村の暮らしの実現や実態を把握して、農家集落、地域に足を運びそれを踏まえて、地域づくりの実証が必要であると思うが、実現的には村民の間

でも存在感に期待せず、施策は先送り、限定的な効果にとどまっているような感じがするのはどう思われますか、お答えください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 数値目標がありまして、それに達成しているところ、達成していないところということがあります。確かに、全部が目標に達成したという事は思ってませんで、今後もいろいろ検証していく必要があると思っております。この研究所も村民と行政をつなぐ中間組織という役割を果たしておりますので、今後も村民の意見をしっかりと聞きながら、現場に沿ったしっかりとした施策を図っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもお答えしますが、要するに地方創生が限定的で効果があってないと私聞こえましたので、ちょっとお答えしたいと思います。

地方創生の予算につきましては、各町村とも競い合っていくと、分捕りあっているという状況であります。うちは4年間で1億3,000万円、手出しが3,500万円ぐらいという報告があったところでもありますけれども、必ずしもうちが多いというわけではないわけでありまして、それぞれの町村いろんな事業をやっているということでもあります。例えば栗の振興ですが、に伴う地方創生の予算も特別にある栗の会長がおっしゃいましたが、これだけ山江村は栗の振興に対する苗木補助それから肥料補助、剪定は1割ですかね。栗は果樹、独自で有害鳥獣の柵も貼っております。ちょっと資料が届きましたので、栗に対する苗木補助が80%以内、肥料が80%以内、鳥獣被害につきましては100%、ただ自分で付けてください。耕作放棄地の防止とか、改植の支援もやっております。栗の剪定につきましては、1,000円を出すと1反ができるという補助で非常に喜ばれて、競ってこの補助を使われているということでもあります。従いまして300トン化計画につきましても、その300トン化をどうするかということで計画を作らせておるわけですが、現在山江村の樹園地が113ヘクタールあります。1反あたり100キロぐらいということですが、200キロはとれるということでもありますから、しっかりこの付近から苗木補助とか剪定補助についてはやっているわけですが、しっかり200キロとってもらおうと200トンになるということでもあります。220トンですね。そういうことで一つ一つこれは農家との共同作業になるわけですが、農家の方が頑張られることに対して山江村が支援をしていくと。山江村が別に栽培するわけでありませぬので、そういう作業になるわけですが、生産者の方々も山江栗生産向上推進委員会という方々が各地域におられながら、時期には各村内の樹園地をまわっているいろんな指導も始められているわけでもありますの

で、そういうことも含めて地方創生のもう一つであります先ほど言いました人材育成も含めて、それから子育て高齢化支援も含めて、私はその成果は上がっていないと言われると非常に心外でありますので、その所申し添えておきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 栗に関しては、目標は300トンということだったんですが、昨年度の栗の集荷数はいくらだったんでしょうか。山江栗の。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

山江栗の集荷ということでございますけれども、全体で103.5トンが山江栗として集荷をされております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 103トンということで環境の関係もあるだろうと思います。

それと、有害鳥獣被害もあるということで目標の300トンというのは、到底考えられない目標だと私は思っております。地域づくり研究所は本来の生活や、村の暮らしや生活向上に反映しておらず、部分的な話し合いや委員会活動、企画、試作面では華やかなパフォーマンスの行動、以前から各行政資料からの作成した報告のまとめで終わっているみたいな感じがいたします。令和元年の地域づくり研究所運営費約2,000万円、東京大学との提携事業、委託も5年を経過、地域づくり研究所はどのようにするのかお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地域づくり研究所の今後ということでございます。

地方創生の総合戦略も第1期も終わります。この取り組みによりまして、ある程度の成果があったものというのもあります。確かに、今度東京大学大学院との共同研究は今年度で終了ということになります。終了とはなりますけれども、地域づくり研究所は村民と行政をつなぐ中間組織と位置付けておりまして、これまでに行ってきた取り組みは住民が主体となった地域づくりを推進していくためにも継続して実施していく必要があると思っております。今後も地域づくり研究所において来年度から作成します第2期の総合戦略のもちろん進捗状況も図りながら、徐々に変化します本村の課題、それと住民の声をしっかり聞きながら、住民自らの地域づくり活動を推進、支援するなど誰もが元気で暮らしやすい村づくりに向けた事業を展開したいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 何となく時間だけが経過して、一部の人だけが恩恵と満足感を

持ち、役場新人職員との連携不足、村民、職員、議会等から理解ができなかったんではなかろうかと思います。職員の積極的な活動や行動を各職員により担当分野の現状や課題、解決を図るため事業創出に向けたプレゼンテーションを行い、新規事業として予算の反映、政策実現をし、やる気を起こすことも重要ではないでしょうか。令和2年度の予算案も提出されましたが、新型コロナウイルスの拡大防止のために各イベント、会議、各行事などが中止や延期されている模様です。経済的にも大きな打撃になるかと思うところですが、令和2年度の予算も削減や増減など大きく変更されるだろうと思う次第です。しっかりした行政の対応をよろしく願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時57分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、10番、秋丸安弘議員より1. 農業振興についての通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 10番、秋丸が議長のお許しが出ましたので、通告のとおり質問を行いたいと思います。

まず、最初に遊休農地対策についてを質問いたします。農業は高齢化、担い手不足により働き手の確保が緊急を要する時代でございます。人手不足の解消対策は急を要し、根本的に本気で取り組む時期が来ていると思います。本村、山江村では、小規模経営農家が多い中で、耕作放棄地も大変拡大しているところでございます。現在、山田地区の水田で約133ヘクタールのうち7ヘクタールが耕作放棄地でございます。また、耕作放棄地予備地として17ヘクタールに及んでいるところでございます。川辺川造成団地が57ヘクタールのうち遊休農地が1.3ヘクタール、耕作放棄地予備群が15ヘクタールあるようでございます。現在どこを見ても、ところどころでやっぱり放棄地が目立ってまいりました。高齢化が進む中で私たち農業する中でも心配しているところでございますけれども、この点につきまして遊休

農地をどのような対策をとるか村長の答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、土地利用の最適化の一つに遊休農地の発生防止、解消が位置付けられています。具体的には農業委員会法第6条第2項に農地等として利用すべき土地の農業場の利用の確保と定義されているところがございます。農地についての所有権、賃借権その他使用及び収益を目的する権利を有するものは、当該農地、農業場の適正な効率的な利用を確保しなければならないと定められているところがございます。議員の質問の中にどのように取り組むかということがございますが、まず農業委員会が農地のパトロールをしたり農地の所有者や農地権利を有する者に、農地の活用を働きかけたりするのは、このような法律の根拠があるということと理解するとともに、農地の地権者等にしっかり伝えていく必要があると思います。川辺川造成地がどのようなになっているかということで、先ほどお話が出ておりますが、議員申されましたとおり、川辺川造成団地は昭和58年より着手した国営川辺川土地改良事業により約57ヘクタールを農地造成し、現在に至っているところがございます。この造成団地では、現在かぼちゃ、薬草、栗、かんしょなどのいろいろな農作物が栽培されるなど、耕作が続けられてきましたが、場所によっては担い手の減少などにより遊休農地が増えてくるなど、営農に影響が出る農地もあり有効利用が今後の課題となっております。1号遊休農地、2号遊休農地といろいろな状況がありますが、遊休農地の解消をするためには、まず農地の現状と担い手の状況等を確認し、貸し手から借り手への農地の流動化を推進するなどの活動が必要であると思われれます。この取り組みとして川辺川造成団地は、平成28年度に営農改善組合を設立し、農地集積加速事業を活用し、期間としましては満了を迎えておりますが、川辺川造成団地地区内を農地集積の重点地区として指定し、集積活動を進められております。

今後は、川辺川造成団地だけではありませんが、農地利用適正化や遊休農地の発生防止、これからの農業経営に向けて地域ごとの課題や問題を解決するための人・農地プランの意向調査のアンケートも今月中に山田地区と言いますか、全体に回りたいと思っております。地域で話し合う場所など人・農地プランの実質化を強靱に進めていくことが今後の一つの解消だと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私にもお尋ねでありますので、お答えしたいと思いますけれども、遊休農地対策をどう考えるかということとありますけれども、ちょうど先週の

3月2日に、振興局の農政部長以下担当の方5名ほど来られてヒアリングを受けたということであります。内容は人・農地プランでありました。いわゆる農地の集積をどのように図っていくか。人・農地プランというのは、人という担い手に農地をどういうふうに集積をさせていくかというようなことであります。それを受けて山江村でも農地の所有者にアンケートをとりながら、今後の農地についてどういうお考えなのかというのを確認をしたいと考えているところでもあります。

ただ、なかなか高齢者の方も一人でたくさんの農地を経営しているわけじゃなくて、自分が働ける範囲内の農地を管理しているという方も多いわけでありまして、そういう方々については、まだ元気なうちは自分でしとこうと。ということでなかなか土地に対する執着じゃないんですけれども、すぐに貸しますという具合にはならないというのも現状であります。そういう課題もあるんですけれども、ただ万江の集落営農もそうでありますけれども、議員おっしゃったとおり農地をこのままほったらかすとどんどん耕作放棄地が増えていく。将来的には本当に耕作放棄地手遅れになってしまうと。耕作放棄地だらけで美しい田園風景も山江の田んぼの風景も無くなってしまうということでもありますし、もしそういう農業、田んぼ、田畑を管理しない、林業の方々が森、林を管理しないということになると、山江村自体の経営が成り立たなくなるんじゃないかならうかというところまで心配をしているところでありまして、この件につきましては、しっかりそういう県の事業もありますので、県の支援もお願いを先般したところでもあります。議員も川辺川の営農改善組合のリーダーとして非常に力をお貸しでありますので、この農地の集積化については、ますますご理解と推進のほうもお願いしたいと思っているところでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 農地集積ですけれども、川辺川造成地今年4%の集積を目標にしているわけでございますけれども、その他に本当は安価な水が来ていたら企業参入もできるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、今後やっぱり山江の農家戸数も大変少なくなって、今畜産農家が頑張っておられる状態でございます。そこでやっぱり企業参入の考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えいたします。

いわゆる企業参入というのでも担い手をどう作るかという一環だと思います。先ほどアンケートを実施すると申しました。貸し手、借り手が本当にバランスよく貸し手がおられて、借り手がおられるのか、ただ借り手のほうも実はずいぶん高齢化が進んでいるというのも認識しているところでもありますから、そういう法人組織が次に来るのができないのかということも考えていきたい。例えば機械利用組合もその

候補の一つだと思いますけれども、そういう法人化できないのか。また、ある意味では集落営農自体は共同経営体でありますから、責任の所在が非常にわかりにくいというのがあります。おっしゃるとおり企業参入であれば、社長がおって、その責任をかぶりながら責任を持ちながら経営をしていくということでもありますから、非常に有用な手段であろうかと思っているところです。ただ、やり方によっては非常に山江の農業が田畑を守るだけじゃなくて、お金の世界だけになってしまうということも課題として残りますから、そういうことを勘案しながらこの土地のあり方について考えていく必要があるかと思っておりますし、当然企業参入のほうも視野に入れながら動いていかなくちやいけないと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 耕作放棄地も増加傾向にありますが、過去1年以上耕作せずに作成栽培する考えのない土地については、平成21年度、農地法改正により首長が行政指導を行うという方法もあると認識しておりますが、行政指導をする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

遊休農地を放置している所有者等には、中間管理機構とかとの協議で農業委員会から勧告ということで一つあります。土地利用調査で自らの担い手または借り手を見つける、自ら耕作すると回答したものに關わらず、回答から6カ月等が経っても実施がしない所有者等や6カ月経っても回答しない。あるいはそもそも農業場の利用を意思がない所有者等には中間管理機構と協議するよう勧告をおこななければならないとなっております。農業委員会としましては、そういう勧告がございますけれども、市町村長については今のところわかりません。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この件につきましては、たぶん農業委員会でも調べてもらっても結構ですけど、間違いないと思いますけども、首長が指導ができるんじゃないかなろうかと思っているところがございます。まず、それに対しまして山田地区ですけれども、山江の玄関口において、やはり2、3年放棄地が目立っているところがございます。これもやっぱり山江の玄関口でもありますし、いろんな方面で今、観光といろんな問題で頑張っておられますけれども、こういうのをやはり村民みんなで解消していくことはできないかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

先ほど申しましたとおり農業委員会の農地パトロール等でもございますけども、

まずは周辺農地の方々、また所有者の方々の意向を聞きながら、今後の耕作についてどうあるべきかということを検討しながら、協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） できるだけ遊休農地、荒廃地が進まないように行政と農家の方で協力してもらいながら、荒廃地対策に励んでいきたいと思えますので、どうぞ執行部のほうもよろしくお願い申し上げます。

続きまして、廃プラの処理状況についてお伺いいたします。令和元年度廃プラの回収量は山江村ではビニールが756キロ、ポリが1,156キロ、シルバー824キロ、肥料袋等が1,314キロ、その他が85キロ、計の4,135キロとなっております。人吉の場合は、3万5,814キロ、球磨村が4,651キロ、処理料金につきましては、山江村で15万9,891円、この33%が助成で、4万8,252円を助成してもらっているところでございます。この廃ポリの回収につきまして、回収率は山江は大変低いと指摘がっております。この点につきまして、村長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

使用済みの農業用ビニール、ポリフィルム、肥料袋など産業廃棄物については野焼きや不法投棄は禁止されており、また産業廃棄物の処理は使用した事業者の責任となっております。山江村では下球磨廃プラ処理対策協議会で決めた回収日や回収場所、これはJAになっておりますが、人吉市に農家の方々が直接持ち込む方法で適正処理再資源化に取り組んでおられます。農家等への回収日の周知方法につきましては、JAより小組合長などを通じて回覧で周知をされているようでございます。山江村の令和元年度、今年度の回収状況については、先ほど議員のほうからも申されましたとおり、7月27日から28日にかけて生産部会を対象にした回収、それから8月26日にかけてたばこ耕作組合を対象にした回収、11月23日から24日にかけて一般生産者を対象にした回収ということで、計の1,723キロを回収処理が行われているところでございます。山江村のほうが少ないのではないだろうかということもございますけれども、古い回収物の取り扱いについても農業関係のものであれば、今後回収程度では回収能力があるということもございますので、状況の悪いものについてはちょっと回収ができないということではございません。その都度協議が必要ということもございますので、この周知方法等につきましても、今後またJAのほうにもお話をしながら指導徹底をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今のは出ているだけなんですけれども、今畜産農家関係でWCSとかイタリアン等ラッピングするわけなんですけれども、このラッピングフィルムを回収した場合はこの10倍ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけども、たぶん今ラッピング関係は自分の家で焼却されているんじゃないかなと思うので、地球温暖化が進む中、当村といたしましてもラッピングフィルム何かの回収にもっと力を入れていただきたいと思っているところでございます。それに対しまして、なかなか33%の助成では生産者もきつい状態でございますので、できれば2分の1ぐらいの補助を考えておられませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

先ほど廃プラの回収につきましては、お答えをしましてとおりでございます。33%というのが行政が33%、それからJAのほうも33%、残りを農家の方々処理を出された方々ということでしております。これにつきましては、先ほど申しましたとおり下球磨廃プラ協議会のほうで、その負担割合についても協議をしております。この下球磨廃プラ協議会というのは、山江、人吉、球磨村の3町村で協議をしながら決定をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からもこの問題については、広域行政のほうでも何度か議題にあがり、その対応をしてきたということでございます。実は農業4団体のほうからJAを中心とした広域行政のごみ処理場にこの廃プラを持ち込ませてほしいというような申し入れがあったところでありました。何度か理事会においてこの話をさせてもらいながら、ごみ処理場としては非常にプラスチック自体が高温になるというのと、機械が劣化しやすい処理するのに当たって、受け入れることが各市町村の負担がまた増えるということにつながってくるというようなことで、この問題についてはそれぞれの団体と色々な協議をさせてもらったということであります。最近、令和2年の3月4日に、JAの本所におきまして、4農業団体の組合長と広域行政組合、そして有価物回収協議組合のほうで農業廃プラスチック類の処理工程について協議をされまして、4農業団体からはとりあえず広域行政のごみ処理場には持ち込まないと、取り下げると、要望書をですね。となったということで、その後どうなるんだということでもありますけれども、農家の方々が収集拠点に廃プラを持ち込んでいただくと、その収集した廃プラは熊本のエコポート九州という熊本新港にあるそうですけれども、そこから佐賀の王子製紙に行きまして、そこで処理、固形燃料として再利用していくというような工程だそうです。ただ、その中に

において、農業者はどういうことになるかということ、現在キログラムの39円いるということですが、これを36円で処理しようということに決まったようであります。こうなりますと今まではJA集荷場に年3回程度の回収期間が定められていたということでもありますけれども、それぞれの農家が廃プラを我が家とかある仮置き場にストックすることなく平日の午前8時半から午後5時までの間に谷川商店のほうに自由に搬入できるようになったということでもあります。ただ、谷川商店、回収拠点が少ないということでもありますので、その付近はご了解いただきながら、農家の責任において廃プラは処理していただきたいと思っておりますし、先ほど言いましたとおり広域的な課題もありますので、山江だけがこの廃プラ持っているわけではありませぬので、そういう立場から補助金についても検討をさせていただければと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 大変わかりやすい説明でございました。1件だけ川辺川造成地ですけども、山神ですけども、ポリが回収されるのに道路脇に放置され大変散乱して風で飛んだりして、この間川辺川造成地の法面を伐採したところ、このポリ関係がたくさんあって、機械に巻き付いて作業ができない状態でもございましたので、そのままにしてあります。これはたぶん地主の方が回収しなければならないと思っておりますけれども、もう何年もそのままの状態でありますので、これに対しまして行政の指導等はやられましたか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

今回、川辺川造成地の団地にある法面など除草作業が全面的に行われておりますが、過去に使用されたビニールやポリエチレンフィルムなどがそのままに放置されている農地も見受けられましたので、適正な処理を努めていただくよう今後指導していきたいと思っております。現在のところそういう状況でございますので、今後におきましては、指導に務めながら所有者の方々には伝えていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 大変今廃プラ関係は問題視されている時代でございます。山江村は人吉のモデルになるようにケーブルテレビ等を活用されまして、回収のほうに努力していただきたいと思っております。

次に、県道、農道、村道、林道、川辺川造成地の団地の法面の除草対策についてでございますけれども、前回この件について川辺川造成地の法面の除草は質問したわけですけども、1月中旬から2月中旬にかけて除草をしまして、経費が8

0万円程度かかりまして、これが大変、ウッドチップパーで刈りましたところあとの片付けもいらぬし、小さくカッティングされまして、大変あとの手がかかからないということで、そして一番問題は木とコンクリート柱ですけれども、これがなかったら大変綺麗にいくわけです。その中で、今から先、高齢化人手不足がささやかれる中、今森林組合とシルバー等で法面の除草なんかされておりますけれども、この機械を五、六百万円で買えると思いますけれども、今の建設課のある機械に油圧ホースを付けて、小さいながらもこれを利用できるんじゃないかなろうかと。そうした場合は大変安くあがって、仕事もできるんじゃないかなろうかと思っておりますので、こういう機械を購入する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

今議員が申されましたとおり、まず多面的機能支払交付金を使いまして、先般共同作業による除草作業行われております。この交付金の活用については、一ヶ月程度かけ川辺川造成地内を重機オペレーターを使って大がかりな除草作業が行われ、とても見通しが良くなり、草も短く刈られております。しかし、このような状況は1年手をつけなければまた茂ってしまいますので、今後は耕作者は当然であります。また重機を運転するオペレーターも確か不足されてるのではないかなと思っておりますので、その担い手の育成も重要であろうかと思っております。建設業等の大型重機免許とは違いますけれども、農業機械の大型化、高性能化が進んでいます。毎年開催されている県主催の作業安全講座、養成講座がありますけれども、新規就農者の営農支援助成の農耕用車両免許取得経費、助成なども村のほうにもございます。今後、担い手の育成の面からもこのようなのを使っていただくよう周知広報しながら免許取得も推進していきたいと思っております。先ほどありましたとおり機械のほうの購入ということでございますけれども、いろいろ検討させていただきながら進めていきたいと思っておりますけれども、まず購入のほうが現在できるということにはちょっと言えませんが、また今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） さっき課長が話されました免許の件につきましては、大型特殊じゃなくて、この機械を使う場合は大型建設機械のほうになりますので、その点でやっぱり担い手と若い方がおられますので、免許取得の助成などは考えておられませんか。これは福岡のほうにいけば4日ぐらいでとれますので、この点につきましてどうお考えですか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） お答えします。

先ほど大型建設機械ということだったそうです。すみません。私は農業用のことでお答えしました。建設機械の免許取得につきましては、先ほどちょっと申しましたとおり農業用につきましては、村の助成事業等もごございます。また、今後担い手不足の解消としてこういうお話がいろいろ多方向からも聞こえてくるようであればその辺りも検討させていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この件につきましては、よろしくお願い申し上げます。

最後の質問になりますけれども、高速道路の法面の件につきまして質問いたします。梅木地区の上下線ですけれども、高速道路の法面に雑木が大きくなり、3時前頃から、水田に陰をして、また側面に木がかぶさって、かぶり木が大変多くなってまいりまして、通行が妨げるような状態になっております。この件につきまして、建設課長にも前お話ししていましたが、その後ネクスコのほうとの話し合いはどうなっていますか。お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

ご質問がありましたことにつきまして、ネクスコ西日本熊本高速道路事務所のほうに確認をしましたところ、村内を通る高速道路の法面伐採箇所につきましては、山江村大字山田梅木付近を令和2年6月頃に伐採を予定しているという回答でした。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 6月頃伐採ということで一番農閑期の忙しい時期ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

どうもお世話になりました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番立道徹議員より1. 新型肺炎対策について。2. 尾崎地区および迂回路について、3. 役場職員の勤務及び健康管理状況についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は新型コロナウイルス対策についてですけど、全国各地、全世界に感染拡大している新型コロナウイルス、人吉球磨地方にも感染の心配がある中、もし村民の方が感染したかもしれないと疑われた場合のときの対応についてですが、まず相談窓口体制について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の県内感染者拡大を受け、本村では山江村新型コロナウイルス感染症対策本部、本部長を内山村長を令和2年2月26日に設置しております。しかし、設置する以前からケーブルテレビによる周知、ホームページによる相談目安、村長、副村長、教育長、各課長による新型コロナウイルス対策会議の開催など対応情報共有を行ってまいりました。相談窓口体制についてですが、県並び人吉保健所に帰国者接触者相談センター電話相談窓口が設置されております。住民の相談から対応まで全てにおいて県人吉保健所が実施いたします。もし、感染が確認された場合は、県より速やかに発表されることになっております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 次に、診療機関について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症についての相談、受診の目安をホームページ及びチラシ等により周知を行っておりますが、相談目安に該当する方は、まず帰国者接触者相談センターへご相談ください。帰国者接触者相談センターでのご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、帰国者接触者相談センターから勧められた医療機関を受診していただくこととなります。今後も手洗い、うがい、マスク着用、せきエチケット、不要不急の外出を控えていただき、お一人お一人の感染症予防対策の徹底をお願いいたします。現在、人吉保健所管内での患者発生なしと聞いております。管内で新型コロナウイルスの感染者発生に関する風評について、根拠のない情報を信じないよう落ち着いて行動いただきますようお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ありがとうございます。この肺炎により亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方のご回復を祈り、1日も早く収束し、全世界が元の生活に戻りますようにご祈念申し上げこの質問は終わりたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。山田尾崎地区の迂回路についてで

ございますけど、現在の迂回路整備の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

迂回路整備のことではありますが、現在進めている尾崎作業道のことだと思っております。お答えいたします。平成28年度より森林環境保全直接支払事業を活用し、くま中央森林組合が事業主体となって、事業推進を行っているところです。尾崎作業道開設は県道相良人吉線より高触集落入口を起点とし、大川内橋より相良村へ抜ける里道へつなぐ総延長3,200メートルの事業として年次計画として作業道開設をしております。平成28年度については起点側より延長500メートル、幅員3メートル、平成29年度については延長670メートル、幅員が3.5メートルの新設工事が行われているところでございます。平成30年度については延長500メートル、幅員3.5メートルを予定しておりましたが、事業主体であるくま中央森林組合より開設予定地の所有者内の協議に時間を要したということで、年度内の着手完了が見込めないということでございましたので、事業実施ができないと聞いております。令和元年についても、所有者と協議を終え実施を進めているというところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 平成30年度は一時中止というかそういう状況でありまして、今後の計画と見通しについて伺いたいと思いますけど、この調子で行きますと、あと3年ぐらいで終わりますかね。伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

すいません、先ほどちょっと言い忘れておりました。令和元年度につきましては、所有者との協議を終えて実施をしているということを伝えましたけれども、その路線の崩土等により手直し箇所もでるなど、工事がちょっと遅れているということでございましたので、予定延長の800メートルが700メートル程度になるということでございます。実際の現在までの開設済み延長は1,790メートルでございました。大変申し訳ございません。

今後の計画への見通しについてということでございますけども、尾崎作業道の今後の計画ですけれども、令和2年度で延長600メートル、令和3年度でまた600メートルの開設作業がスムーズに作業が進んだとすると、令和3年度で総延長3,200メートルの尾崎作業道完了、竣工をするという見通しでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 大体順調にいきますと、来年、来年度ぐらいには貫通するとい

うことでございます。

次の質問に入りたいと思います。河川に倒れている風倒木の除去についてでございますけど、この質問は昨年6月にもしております。答弁では倒木の所有者にて撤去するということでしたけど、その後どうなったのか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

昨年の3月、6月の定例議会の一般質問の中でお答えしましたとおり、河川沿いの倒木につきましては、このまま放置いたしますと、これらの倒木が原因で河川の阻害や橋梁等の損壊などにつながりますので、2次災害を引き起こす要因となる恐れがあることから倒木の処理につきましては、倒木の土地の所有者による除去を改めてお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 個人で、所有者ですということで、先般も答弁がありました。県の業務に河川維持管理、補修業務という委託業務がありますが、その辺には県のほうには陳情要望とかされなかったのかお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

尾崎地区を流れる山田川につきましては、県管理河川ではなく村管理河川に切り替わっておりますので、県の事業の対象外となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 私も県のほうの河川担当者にお尋ねしたら、湯原地区までが県の維持管理ということで、役場からも相談に行かれたということをお聞きしました。このような状況ですので、こういう気象状況の中、いつ大雨洪水が発生するかわかりませんので、早急な対応が必要だと思います。再度所有者に通告していただいて、速やかに撤去をお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問になりますけど、役場職員の勤務及び健康管理状況についてです。病気や長期休暇が多いようですが、現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、現在の状況ということでございますけれども、現在病気を含まず長期の休暇状況ですが、1カ月以上の長期の病気休暇が2名でございます。それから、病気によります休職が2名、またその他の長期休暇につき

ましては、育児休暇が2名、それから自己啓発休業が1名ということで現在7名が長期休暇の状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 課長は答弁の中で休職されている方が2名ということで、休職届を出されてからどのくらいの期間になられますか。お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 現在病気によります休暇2名ということで、この2名につきましては、以前に特別休暇、病気休暇で休暇をしております。これは、病気休暇は最長90日ということで、そのときは診断書によりまして休暇届出により休暇をしております。再度その病気休暇期間90日が過ぎまして、さらに休職ということで、これには医師の診断、2名以上の診断書によりまして山江村職員懲戒等審議会によりまして、審議をしまして休職という扱いになっているのが現在の2名でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） その方々の仕事は職員、または会計年度任用職員にて代わりに仕事をされなければならないと思います。ちなみに公務員の病気休暇、休職の給料についてちょっとお話ししますが、病気休暇が最大90日までが満額ですね、支給が。休職の場合は、休職後1年までが80%支給、休職後1年から3年までは無給とありますけど、無給期間は共済から支給される場合があるということで、3年を過ぎた場合どのようになるか。分限処分により失職になるか否かをお尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

今、議員申されましたように、いろいろ手続き等は休職中でも言われましたように1年までが8割ということでございます。休職中、2年目以降も先ほど言いました保険料、厚生年金等の共済組合の支払いは個人で支払わなければならないということで、最長3年ということでございます。4年目に達する場合、3年目を越す場合におきましては、分限の免職対象となりますので、この場合においても山江村職員懲戒等審議会によりまして審議をし、処分の決定ということになるかと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） このように出費も大変な時期に重なってくると思います。まずは職員の健康第一が一番大切な課題であると思います。次に健康診断、人間ドックの推奨状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、職員によります健康診断と人間ドックについてでございますけれども、正規の職員に言えば市町村共済組合より助成があることから年齢制限の30歳以上の職員へは検診をするように促しまして、毎年20名以上の職員が受診をしておるところでございます。今年度におきましては22名の職員が人間ドックの健康診断を受診をいたしておりまして、またその他人間ドックの受診をしなかった職員、それから更に非常勤職員、臨時職員の69名が職場検診としまして、健康診断を実施しておるところでございます。このように毎年人間ドックまたは職場検診を推奨し、職員の健康管理の診断は実施したいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 健康診断はされるということで、診断の結果、再検査があった場合は速やかに検査を受診するような指示は各課長か、総務課長かされてますか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 個人個人の診断結果につきましては、個人の方がもちろん再検査とかいうことは個人の方が判断されることございまして、もし相談があれば病院等の診断を受診するようには促しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 次の質問に入りたいと思いますけど、厚生労働省より2015年12月から義務付けられましたストレスチェック制度、そのストレスチェックと、チェックした結果、高ストレスチェックの職員への対応はどのようにされるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ストレスチェックにつきましては、山江村衛生委員会のほうで実施をいたしておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

ストレスチェックにつきましては、職員がメンタルヘルスの不調になることを未然に防止するために毎年実施をいたしております。

まず、対象といたしましては、常勤、非常勤全ての職員を対象に実施をいたしております。また、ストレスチェックの結果、高ストレスと論じて判定を受けた場合には、医師の産業医がおりますので面談をしていただくようにいたしております。また、その産業医の面談によりまして重度で治療が必要な場合は、こちらのほうから治療を受けるように促しをしております。

そのほか、休養とか職場環境の改善をした場合には、改善が図られるという場合には、職員等の意見を聞きながら衛生委員会のほうで検討して対応いたしております。

す。

また、そのほか、衛生委員会では職場環境の改善を行うために毎月衛生管理者のほうがか課をまわって巡視をいたしております。職員の状況であるとか、職場環境についてチェックをいたしております。その結果をもちまして年6回、衛生委員会を開催しておりますので、その中で、委員で産業医を交えまして改善策等を協議いたして、できるものから職場の改善ということで、対応いたしております。いずれにいたしましても、職員のストレスや変調に早く気づいて素早く対応することが重要でございますので、今後におきましても引き続いて衛生委員会におきまして職員の健康管理に努めていくことといたしております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） このストレスチェック制度が義務化された背景としては、過労自殺の労災認定から始まり、国際社会から見た日本の自殺率の高さ及び働き盛りの年代での自殺が多いという現状、さらに精神障害等による労災認定件数の増加がありましたということで、とにかく法令だけ守っていればいいという考えではなくて、ストレスチェックを実施し、制度を有効に活用していただいて働きやすい職場環境にする心掛けをしていただいて、1件のそういうストレスがある方がないような職場環境に努めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。令和の新時代を迎え機構組織の縮小や再編など、行政改革の必要性もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 行政改革の必要性ということでございますけれども、本村では行政改革大綱を策定しまして組織機構の見直しや職員定数の適正化、財政の健全化、職員の意識改革など、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応しながら総合的かつ計画的な行財政改革の推進に努めておるところでございます。このような中で今年度におきましては、まず将来にわたって健全財政の確立を図るにあたり補助金のあり方を検証しまして交付に関する公平性、透明性を高めるとともに新たな事業検証の仕組みを構築しまして、事務の更なる適正化を図るため山江村行政改革推進委員会を開催しました。議員言われますとおり、今後におきましても組織等の編成についても衛生委員会の意見を取り入れ、また行政改革委員会の意見を踏まえた行政改革の推進に向けまして組織機構の見直し等も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、人員配置など環境改善の必要性があるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 職員の配置につきましては、人事異動によりまして行っているところでございます。各部署においては課長を長として、各課に主幹を配置しておりまして、係長については若手職員が多いことから各課に配属することができないところもございますが、各課の事業に応じて限られた職員数からバランスを考え配置を行っているところでございます。新しい事業を取り組む課におきましては、人員を増員したり時期的に仕事量が増したりする場合には、課内においてお互いに協力をし、さらに各課を越えて対応する場合もございます。

また、諸問題等が発生した場合など毎週行っております課長会等で検討し対策等も協議し職員間でも共有しているところでございます。さらに町村間においても仕事内容などお互いに共通する業務も見受けられますので、必要と思われる専門的な研修などへも積極的に参加し、少しでも仕事量が軽減できるよう情報を共有するように促しているところでございます。

ご質問の環境改善の必要性ということでございますけれども、先ほども副村長が申しましたように、衛生委員会において各課の職場巡視も行っております。職員の体調管理やストレスチェック等を実施しておりますので、2カ月1回の割合で衛生委員会を開催し、職員の健康状態を把握しまして産業医からのご意見を指導を受けながら環境改善に対応しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 2カ月に1回の割合で衛生委員会は開かれるということで、副村長もその辺はリーダーとしてやられていると思いますので、目視といういろいろな会話をしながら早めのチェックをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけど、職員採用試験になります。一般的には一般の事務採用試験では、一次試験があり、合格者が二次試験があり合格者を決定するというところで、そして社会人経験者、職務経験者採用試験を実施する自治体が最近、急増しており、当村では何歳までかちょっとわかりませんが、一応59歳まで受験可能であるようでございます。当村の職員採用試験について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 今年度におきましての職員採用試験、まずは7月に昨年度今年の7月に退職があったということで、9月に一般事務の採用試験を実施いたしました。しかしながら合格基準に該当する受験者がおりませんでした。また12月には、以前から健康福祉課及び教育委員会への専門職員が不足していたことから、

それぞれの業務に即戦力を必要としたため専門職の社会福祉士及び司書の採用試験を実施したところでございます。それぞれの職に2名の応募がありまして、それぞれ1名を令和2年1月採用したところでございます。またさらに先ほども申しましたけれども、1月の一般事務の採用に合格なかったことから、また1月には死亡退職もあったことから追加の一般事務の採用試験を2月に実施いたしまして、採用試験には10名が受験をいたしました。このうちの2名を採用内定者として令和2年4月から採用ということで進めているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 課長の答弁の中で専門職の社会福祉士と司書の採用試験を行い、令和2年1月1日付けで2名採用されたということで、この試験が先ほど申しました社会人経験者採用試験だと思いますが、特に即戦力となる社会人経験者採用試験、今後この試験を行い、採用されていくのか、そしてまた職員についてのこの質問の全般的な考え見解を村長に伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えいたしたいと思います。

職員採用の試験でありますけど、まず社会人については前々から話しておりました。社会福祉士を公募して、試験をして神奈川から一人受けられたということですが、採用試験通らなかったということもありましたし、よその遠い人よりもやっぱり身近な人でないわけじゃありませんので、そういう専門職については社会人採用を積極的に取り入れていきたいというふうに今後とも思っております。

それと、新しい職員を公募したということですがけれども、当初採用した折には合格者がなかったということで、どの町村も実は同じように採用試験をしたということで、現在山江村の状況を見ても先ほど総務課長が答えましたとおり、長期病気休暇が2名、それから休職が2名、育児休業が2名、それと自己啓発による休業が1名、7名です。プラス一人亡くなったというのが最近ありましたし、役場をやめて別に仕事を求められたというのが9名おるわけです。実はこの9名という数字は大きく、ストレスチェックのことを話されましたけれども、少ない人数で非常にストレスを抱えながら職務に当たっているというような職員、ある特定の職員に負荷がかかっているという現象も見られております。衛生委員会も初めて3年経つわけではありますが、常にそういう職員の精神的な負荷をしっかりと見守らないと現代病としての長期休養につながってしまうということでもありますから、そういうことも含めて要は条例の範囲内で、また職員採用の計画に基づいて早めに今年は実施させていただいたということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 9名の方がいらっしゃらないということは、周りの職員または会計年度任用職員の方にお世話になると思います。この社会人経験者採用試験というのは、先ほど言いましたように即戦力となりますので、この辺は新人よりもプラスになると思いますので、その辺の採用をこれからやっていただいたほうがいいと思います。

それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を午後2時15分とします。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、1番、本田りか議員より、1. 英語教育について、2. Wi-Fi環境の整備についての通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 議長のお許しが出ましたので、通告文に従い本田りか、一般質問をいたします。二つほどお聞きします。

一つは英語教育について。二つ目はWi-Fi環境の整備についての2点をお伺いします。

まず、英語教育についてですが、昨年12月議会の平成31年度一般会計補正予算（第5号）の質疑において、私は中学校英語検定チャレンジ事業補助金についての答弁をいただいております。山江村では小中学校での基礎教育に力を入れておられますが、特に子どもたちの学ぶ意欲という点から見るとICT教育と英語教育の成果が大変よく出ていると思われまます。英語検定料を補助している現在の状況とそれを生かした海外派遣の成果はどのようになっているかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

英語教育についてということでございます。本村につきましては、実用英語技能検定いわゆる英検ですね、これを年3回実施されておりますが、国内でも250万人を超える人が試験をしているところでございますけども、この英検を取得することによりまして、国際的視野が広がるとともに日常会話からビジネスまで対応できるコミュニケーション力が高まるというなどのメリットがあると考えております。

本村の受験の状況を申し上げます。年3回実施されておりますが、山江中学校の会場でいずれも受験をしているところでございます。3回受験しました延べ人数につきましては、154人でございます。昨年度を24人上回っております、受験者は増加傾向にあり、またほとんどの中学生が受験をしているという状況でございます。それから海外派遣につきましては、シンガポールに今中学生が行ったところでございますけれども、平成30年度に4名、令和元年度に8名、海外のほうへ行って派遣して、生きた英語を学んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ただいま現在の現状についての答弁がありましたが、今年度から小学校の英語教育の教科化ということで、その教育体制と今後の展望についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えをいたします。

小学校の英語科につきましては、今申されましたとおり2020年度から5年生から教科化になるということでございます。展望についてということでございますが、その教科化になりますこと、それから中学校でも2021年度から新しい学習指導要領に基づいた授業が始まりまして、聞く、話す、読む、書くなどの能力を総合的に充実させることを目標に実践的な授業が実施されていきます。

そのようなことから、今後さらに英検資格を取得している人のメリットというのが大きくなるというふうに考えておりますので、引き続き本村の英語力向上を目指した支援策をいろいろ関係機関等の意見等も聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 本年度予算案の教育費には外国青年招致事業費として外国青年報酬が昨年度と比べてみると増額されております。これはALTを増員されるという意味でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

今申されたとおり、ALT現在1名シンガポールから来ているALTがおります。中学校、小学校、保育園等も行きながら授業等行ってもらっているところがございますけれども、小学校のほうが来年度から5、6年生が教科化になるということでございますので、もう一人ALTを要望しております、要望が採択されましたら8月から山江村のほうへもう一人追加したいというところで考えておりました、そのための予算を計上したところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 先ほどALT2名というお話、すばらしい取り組みだと私思います。そうすると小学生の検定受験者ももちろん出てくると思います。昨年12月議会では国の指針が示されてから検討するというお話でしたが、もう未来ある山江村の子どもたちのためにも、ぜひ先取りをしてでも実施していただく考えはないかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

中学校につきましては、今申されてましたとおり、英語力及び学習意欲の向上を目的に、同一年度内に一人1回を限度に英語検定を全額村の負担で受験をしていたところでございます。受験者数が令和元年度につきましては、118人ということでほとんどの生徒が受験したということになっております。さらに県の補助事業でございます中学校英語検定チャレンジ事業というのもございましたので、これも活用して受験を推進しているところでございます。

小学校につきましては、まだ学校自体がそのような取り組みが行っておりません。中学校についても、中学校が受験会場ということで、準会場ということで子どもたちが中学校で受験する体制ができておりますけれども、小学校につきましては、来年度から英語科が始まるという状況でございますので、この動向を英語科が始まった動向とかまた国からのいろいろな数値等も示されるかと思っておりますので、そのようなものを確認しながら、また財政状況も関係しますので、その辺も勘案しながら検討していきたいと思っておりますので、今のところ来年度から取り入れるところまではいってない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） すいません、ちょっと追加させていただきますけれども、小学校につきましては、今課長が説明いたしましたように来年度から小学校5年、6年で教科化ということになります。今の国の目標としましては、英検につきましては、5級が中学校1年生、4級が中学校2年生程度、それから3級が中学校3年生程度ということにしております。英検につきましては、5級からしかありませんの

で、小学校でどこをとるかというとはまず5級からかなと思いますけれども、ただ、まだ小学校の教化科が始まってもないものですから、どこまで指導していいものかというのは、今後これから様子を見ながらそういう状況であれば、いろいろ検討させていただきながら予算のほうもまたお願いするかもしれませんけれども、今の現状ではもう少し状況を見て、しっかり見極めながら子どもたちの英語力の強化を図っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ありがとうございます。できましたら未来を担う子どもたちのために前向きに検討していただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、W i - F i 環境の整備についてお伺いします。山江村には10年ほど前から村内くまなく光ファイバー網が張り巡らされています。それを利用してケーブルテレビの配信は元より、高速インターネットの回線の利用も可能です。各家庭でも無線LANをケーブルテレビからのレンタルや個人での購入により高速インターネットを安く簡単に利用することができます。山江温泉でもずいぶん前から宿泊棟に無線LANが完備されており、お客様から好評をいただいております。そこで、山江村内の公的な施設例えば役場であるとか、農村環境改善センター、歴史民俗資料館、万江コミセンその他公的な場所で誰でも使える公的な無線LANの整備が必要だと思っておりますが、現在の状況と今後の方針についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） W i - F i 環境の整備というご質問でございます。

現在、本村では公共施設では小中学校、温泉センター、時代のえきなどの施設は既に整備済みということであります。またほかの公共施設には整備しておりませんが、最近の予期せぬ災害などで避難所を開設する場合に、情報収集や行政からの災害情報が迅速に伝えられる環境を作るために、避難所等にはW i - F i の整備は必要であると認識をしております。

しかしながら、今後5Gと言いまして、第5世代移動通信システムに移り変わると言われておりました、この5Gは現在が4Gということでございますが、4Gに比べまして大容量の通信ができるようになる。そして、もう一つが高度な遠隔操作ができるようになる。そして、大量の機器が同時接続できるようになるという大きな特徴があるということでございます。これが、利用できるようになるのはそう遠くはないと言われております。

従いまして、今後W i - F i 以上の利便性の優れたサービスが利用可能と予想されますことから、公共施設にW i - F i を設備して整備してそれ以上に新しい通信システムができるということであれば二重投資といえますか、W i - F i がもった

いないような感じもしますので、5Gの今後の動向を見ながら防災上面の必要性も考慮しながら、Wi-Fiの整備については今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 5Gは今年からサービスが開始されると聞いております。災害は一時も待ってられませんので、ぜひ早急な対応を期待します。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、8番、西孝恒議員より、1. 新型コロナウイルス感染の対応について、2. 2025年問題に関連する対策について、3. 非常用自家発電設備についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回通告いたしております質問内容はただいま議長からもありましたように、新型コロナウイルス感染の対応について、2. 2025年問題に関連する対策について、3. 非常用自家発電設備についての3点としていますが、このうち1番目の新型コロナウイルスの感染につきましては、先ほど立道議員からもありましたので質問を割愛させていただきますが、とにかく早い感染の終息を願うばかりであります。

では、次の質問です。2025年問題に関連する対策についてとしていますが、私も含めて団塊の世代が全員75歳となり後期高齢者に突入する2025年頃は、かつてない超高齢化社会となりまして、そのための社会保障費が増額するなど主に超超高齢化による問題があるようです。今回の質問は2025年問題に限ったことではありませんが、医療や介護を受ける前の段階で生活に必要な買い物や様々な要件を満たすための移動手段についても、同時に弱者の方が増えるのではということで2025年問題に関連する対策の一環として、まずは本村の買い物弱者支援事業の中から買い物支援を必要とされる人の実態調査などあっていましたら、その状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

実態調査につきましては、アンケート調査を平成29年に行っております。調査

といたしましては、村内には買い物ができる商店がほとんどないため村外に買い物に行く人が85%を超えています。交通手段としては自家用車が最も多く、現在は問題なく車を利用できているが、将来的な不安の意見は多く聞かれました。また、まるおか号を利用している人はタクシー利用より多く、まるおか号が移動手段として活用されていることがわかりました。宅配サービス移動支援移動販売について利用したいかという質問には利用している、利用してみたいという回答は少なく積極的に利用しようとは思わない、利用しようとは思わない、わからないという回答が上回っておりました。買い物困難者対策の実態を明らかにするとともに、持続的かつ効率的な対策を推進する観点から今後も調査等を行っていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） アンケート調査結果をいただきましたけれども、この資料を買い物弱者問題とはということで見てみましたが、日本全国の買い物弱者数は全国で約700万人と推計されて、前回調査と比較すると増加傾向にあるということです。そのため全国的にも買い物支援や買い物弱者問題に対する取り組みが様々なされているようです。

次に、本村において、既に行われている買い物支援対策の種類や内容とその活用状況がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

買い物についてでございますが、村で直接行っている買い物支援等はございません。しかし、平成31年4月からまるおか号の運行見直し、村内はドアトゥードアで乗降できるようになりました。また、人吉市内の特定乗降場所の変更にあわせ買い物ができるような乗降場所を3カ所設置しており、利便性は向上していると考えております。そのほか、山江村在宅高齢者介護予防生活支援事業においては、週3回程度の食事を届ける配食サービスやヘルパーが買い物を代行するなどの日常生活に関する援助を行う軽度生活支援サービス、肢体不自由などにより公共交通機関を利用することが困難な高齢者などが病院や買い物などに行く場合には利用できる外出支援サービスを委託事業として行っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 村内の各支援事業をいただきましたが、買い物支援関連につきましては、JAの移動販売もありますが場所が限られているようです。それからまたこの前にありました暮らしの便利帳ですね。見ましたが乗り合いバスの時刻表もこれに載っておりますので、それを利用して買い物も行けますが行き先が限られる

ようです。それから暮らしの便利帳の掲載広告の中で通常の生活用品、買い物ができるお店としてここにあるんですけども、山田地区と万江地区をそれぞれ代表されるお店がありますが共に村内の歴史ある商店で、貴重な存在であると思います。そして、どちらも買い物支援など頑張って配達などしていただいているのですが、実際にはそのための費用や時間など難しいこともあるでしょうから、大変だと思えます。それでそのようなお店には買い物支援委託業者としての買い物支援を続けてもらうようなことはできないものかと思いますが、移動販売の希望とかもあるようですけれども、その点執行部とされましてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

地域の支え合いとして商品の配達サービスを地元の商店の方が独自で注文配達をされております。課題も少なからずあるということですので、その地元の商店と協力して山間地域の高齢者世帯の安否確認等も含め、買い物や生活支援等の需要や課題など把握を行い、今後支援を検討しながら村全体の買い物支援対策に役立てていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） そのための助成とか補助をいただきますと、そのための責任も発生しますけれども、ほかにも店舗改装される時とか、そのようなときの助成なども視野にいかがかと思いますが、それから先ほどの質問で各自治体の先進事例も見てみましたが、その中で資料によりますと、ここにあるんですけども、この中に五木村さんがありまして、ここに高齢者等買い物支援サービス事業というのがあります。対象者は満65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、または高齢者のみの世帯ということで、内容は委託業者は商品の注文を受け、自宅まで配達及び安否確認、利用者は週1回以上サービスを利用する場合、1回あたり100円負担となっております。予算としましては、社会福祉協議会への委託費の一部が支払われているようでありまして、そのような例から村内ではどうかと思っただけの先ほどの質問でありました。

次に、今後2025年頃になりますと、ますます高齢者一人暮らしや高齢者世帯は増えることになりますので、これまでの支援事業に加え今後の高齢化を見据えて本村の地域性にあった買い物支援とか福祉対策として助成や補助の今後に向けてのお考えがありましたらまたお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

現在、地域づくり研究所と共同でICT利用による受発注システムの活用など検討を行っている段階であります。16区の公民館事業では地元の商店とスカイプを通じ、実際に店内の映像を映してどのような商品があるか中継を行ったところでもあります。先ほど申し上げましたように現在行っております配食サービスや軽度支援サービス外出支援サービスの継続を行ってまいりたいと思っております。本村の地域性にあった買い物支援につきましては、例えば移動販売車に来てほしいかという質問をすれば来てほしいという回答が多数を占めると思いますが、実際に利用されるかは疑問でもあります。それぞれの状況によって求める支援は多少は異なるかと思われまます。現在は、移動支援を行うことで買い物困難者にならないよう対策を行っております。今後より便利で利用しやすい福祉サービスの充実について調査研究等を行ってまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 本村ならではのICT利用とかの検討がなされているようですね。この先ほどの資料は、地方公共団体における買い物弱者支援関連一覧とありまして、この中から熊本県を含む九州内を出してみました。各市町村の多くの先進事例もあるようです。その事業の予算も書いてありましてよい資料だと思います。先ほどの五木村さんの例もこの中にありました。

では次に、高齢者の交通安全対策と支援事業についてであります。まず、高齢者の免許返納などの実態調査ですが、免許返納は苦渋の決断で免許返納でありましてその後自由に外出できませんから、先ほどの買い物支援も関連してくるわけですが、その免許返納の状況などがありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 高齢者の免許返納者の状況についてということでございますけれども、65歳以上の免許運転返納者件数は平成29年度におきましては、人吉管内においてですけれども、158件そのうち山江村は10件ということでございます。それから平成30年度におきましては、人吉管内196件、うち山江村は15件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 平成29年度に158件ですが、平成30年度196件ということで結構あるかと思えます。都市部と比較しまして地方での車の運転はライフラインとして必要ですので、誰もが容易に免許返納を行うことができるわけではなく、車社会の現代では車社会を見越して郊外に大型スーパーなどありますから、免許返納は即買い物弱者へなってしまう人も多いと思えます。しかし、高齢になって

事故を起こさないためには車の運転をしないことが一番でありますから、本当にその決断はつらいところであります。そこで免許返納後の支援や優待サービス等もあるわけですが、本村でのその支援事業、実際に支援事業の利活用など免許返納後のことについてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員ご承知のとおりでございますけれども、本村は車の運転に変わります乗合バスとしまして、山江乗合バスまるおか号を他の市町村に先駆けて平成18年度から運行開始をしております。平成29年度からは運行形態を区域運行型としまして、村内はドアトゥードアで各家庭まで送迎できるよう整備をしき、併せまして運転免許証を自主返納され運転経歴証明書を提示された65歳以上の方には料金の半額助成を行っておるところでございます。その運転免許返納者の利用状況でございますけれども、平成29年度が延べ96回、平成30年度が延べ393回、令和元年度2月末でございますけれども、延べ511回と年々利用者は増加している状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 免許返納もなかなか多いと思いますね。平成29年、96件から次第に増えて511件ということだそうなんですけれども、現在は免許返納制度が実施されていまして、その制度を促進する意味で返納の人には運転経歴証明書が発行されることやまた優遇措置もあるわけですが、逆に75歳以上から免許更新する人には講習予備検査の受講が義務付けられるなど少し厳しくなっております。今月の3月4日、最近の新聞ですけれども、これにまた新たに75歳以上に技能検査ということにもなってきました。そのようなことで優遇措置の一環として管内での交通安全協会とか民間の各事業所などそのようなところの支援事業がもしご存じでしたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 支援制度を行っております事業所や自治体については、まず県内ですけれども、バス電車事業者やタクシー事業者などが運賃を半額や1割引く支援を行っております、人吉球磨管内自治体でも乗合タクシーの料金を半額や割り引く制度を導入しておるところでございます。

また、県内の交通安全協会等におきましては、安全対策グッズの贈呈や返納時に必要な証明書発行時の手数料、それから写真代などを助成しております。本村が関係します人吉地区交通安全協会におきましては、現在支援事業は実施していないということございました。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、人吉球磨管内の交通安全協会では特に支援事業はないということでありました。免許自主返納者への支援事業サポート制度のこの資料なんですけれども、見てみましたらおっしゃったとおりに、人吉球磨管内ではこれには見当たらないようでしたのでちょっとお尋ねしてみましたけれども、県内の各市町村による支援事業等の中には各町村のほうの資料を見てみたんですが、そちらのほうはこちらにあるんですけれども、これに市町村による支援事業一覧がありまして、この中に県内ほとんどあるんですが、人吉市と山江村が先ほどお話がありました予約型乗合タクシーの料金半額と65歳以上ですね。山江村も同じですね、まるおか号のことですね。この中に一応載っております。一応そのようなことで各市町村の特色ある支援事業があるようですので、今後この辺のところも参考になるかと思えます。以上で、高齢者になって免許返納の不安が少しでも解消に向かうならと思いついて、その支援事業等について伺いました。

それから高齢者の交通安全対策の質問の最後になりますが、よく高齢者の車の事故でアクセルとブレーキの踏み間違いが多いので、その対策として車の急発進防止装置が開発されているようですけれども、少しでもそのような事故を減らすためにもその装置の取り付けが進められるわけですが、それが普及するには各自治体の補助がありましたらと思えますし、また装置が組み込まれた新車や安全運転サポート車の購入とかの場合も含めて、執行部とされましては費用の一部補助とかについてはいかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 現在多発します高齢者の交通事故防止対策としまして、運転免許証の自主返納制度を利用した各事業所、自治体ごとに支援事業が取り組まれております。自主返納者も年々増加しておりますが、地域によっては車に頼らざる得ない状況にもあります。そこで高齢者の事故防止のため安全運転をサポートする機能を搭載した車が販売されておるところでございまして、一つ目が衝突被害軽減ブレーキ搭載の通称サポカーと。それからペダル踏み間違い急発進抑制装置搭載の通称サポカーSということでございますけれども、これについては国はこれらの搭載した車を購入する際、65歳以上の高齢ドライバーへ補助するものでございまして、新車購入時最大で10万円、中古車で最大で4万円を補助するものでございます。これについては令和元年度、国の補正予算で閣議決定されたもので予算額を超過次第募集が締め切られるということでございます。また、熊本県におきましては、ペダル踏み間違い急発進装置装着の補助金制度を70歳以上の高齢ドライバーを対象に最大で3万円の補助の受付をしたということでございますけれども、早々に予算額を消化して受付終了ということをお聞きしております。

ご質問の費用の助成でございますけれども、近隣の自治体も一部助成を行っているところもございますけれども、本村でも今後村民の方から多くの要望がございましたら検討したいと思っておるところで、今後国及び県の動向を参考にして検討してまいりたいと思っております。しかしながら車両に搭載された先進技術は路面や気象条件によって作動しない場合もございます。安全運転に心掛けることが何よりも大切でございます、さらに高齢ドライバーが長く運転を続けることが安全であるかも一度考えてもらい、天候や道路事情への対応、日々の体調も気になることから日頃から自分の運転を振り返りまして、今一度家族とともに車の運転について話し合いをする機会を設けていただき、運転免許証の自主返納についてもご検討する必要があるかなと思っておるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） その車の急発進防止装置というのが、今国からの補助もあるということでありましたけれども、一応私もここに国からの補助でこれは経産省、国交省から同時発表がなされているようですね。一応2010年1月30日に成立しましたということでもありますけれども、一応少々高価なために取り付けずに、そのままにしてもしものことがありましたら悔やまれますので、補助がありましたら取り付けも進むのではと思うところです。熊日の昨日の新聞なんですけれども、一応ここにありましたけれども、これは安全運転のサポカーについてもですけれども、免許返納が最多60万件ということで、75歳以上が58%ということでもあります。この記事の内容は免許返納を進めるだけではなく、まだまだ乗れるかと思うような人には、政府は免許返納以外の新たな選択肢として安全運転サポート車サポカーを条件とする限定免許の導入を目指し、道交法改正案を本国会に提出。事故防止策の強化をさらに進める考えだということでもあります。一応昨日の新聞でありました。それからまた経産省もそのサポカーの補助も先ほどありましたように進められているようであります。団塊の世代があと5年くらいで、後期高齢者に入るという2025年問題は医療や介護問題の前に関連する過程として、全国的にその対策は進められていますように、本村でもこれまで以上に徐々に充実されていくことと思います。

以上で、2025年問題に関連する質問を終わります。

最後に非常用自家発電設備についてですが、以前その設置の必要性など総務課より説明いただいていますし、先日、定例会2日目に現地調査もありましたところです。この工事につきましては、災害時の停電対策ですね。2018年の北海道地震では全域停電もありましたので、その後自治体は対策を進められているようです。調査によりますと、こちらの新聞になりますが、これが12月27日の新聞です

ね、結構大きく出ておりました。その後自治体は対策を進めて長期停電で72時間、3日間は稼働できることが必要だということで、それで1,741の全市町村のうち庁舎に設置された自家用電源が災害時の人命救助で重要とされるのが72時間ということで、それは現在のところは約4割の717であるということが、総務省の集計でわかりまして、大半が災害の備え不十分ということで、本村でも早急にその対策として進められているようです。現地調査の一覧表もいただいて、それにも掲載してありますので、事業内容や契約の内容など省きますが、工事の進捗状況を現地調査でも説明受けておりますが、通告しておりますので、これまでの今までの旧発電設備との比較と、また非常時には72時間できる状況にはあるわけですが、その稼働範囲例えば非常電源とか非常電源の照明とか非常用また常用コンセント、消防設備の電源、冷暖房設備など電灯動力、合わせて150キロボルトアンペアの能力以内ではありますが、その稼働範囲など3点ほどについてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、役場庁舎非常用電源設備設置工事につきましては、9月に工事に着手しまして工期を3月19日までとして工事を進めてまいりました。

まず、現在の進捗状況ですけれども、先日の現地調査でも説明をしましたが、2末には役場庁舎と発電設備の接続を終えまして、配線工事が完了したところでございます。今後は現在も進めておりますけれども、安全上施設への侵入を防ぐための防護柵のアルミフェンスの設置をしまして竣工ということでいたしております。

次に、旧発電設備ということでございますけれども、現在役場に備えていますものは可搬型の非常用発電機1台でございまして、電力を供給できる量が限られております。1階の総務課の機能を確保するためにコンセントが備え付けられておりまして、パソコンが約10台、それから複合機1台、テレビ1台、さらに投光器2台と供給できる量となっております。

次に、今回整備しました役場庁舎非常用電源設備の稼働範囲ということですが、システムが起動しますのは災害時において商用電源が停電となった場合に自動的に発電機が稼働する仕組みとなっております。電源の稼働範囲としましては、役場庁舎の1階フロア全ての電源が非常時の稼働対象範囲となるということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 旧設備からしますとかなり能力があるようですね。以前のは大変小容量でパソコン10台とかぐらいであるようですけれども、庁舎の1階がほとんど使えるということですから、かなりあると思います。

最後に今後の維持管理についてですが、この設備は非常用ですから普段は必要ないわけですが、緊急の場合は先ほどお話されましたように自動で運転するわけですが、これをいきなり全開運転でありまして確実に安定した電力を送らねばなりません。そのために通常のメンテナンスは重要ですが、燃料タンクは990リットルの3基でそれぞれ指定数量以下ですから、特に有資格者の必要はなさそうですが、責任者はおられると思いますが、発電機のほうは非常用で10キロボルトアンペアの以上ですので、電気主任技術者の専任が必要だと思いますので、その点はこれまでの役場庁舎の自家用電気工作物も含めて兼任されるのか維持管理についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、管理についてでございますけれども、現在も役場庁舎の自家用電気工作物の保安管理業務を委託しておりますので、今回設置しました非常用電源設備についても同様に、各月点検それから年次点検、総合点検を実施しまして異常時に備えるように維持管理の点検業務を庁舎点検と合わせて行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 工事維持運用のための先ほどの主任技術者、専任ですけれども、今お話ご答弁いただきましたが、一応役場の自家用電気工作物も含めて兼任をということですが、これは以前私も質問したことがあるんですけども、主任技術者の代行業務は役場庁舎のほうは、確か八代からということ村内の設備が全部ではなくて、保安協会もあるようですけれども、それで八代からは少し遠いのではと思うのですが、高速があるからということもありますが、緊急の場合や災害の場合に高速が通れるかどうかですね。特に今回は非常用ですから近いところからのほうが良いと思いますけれども。そして主任技術者がきて、操作することがあるんですけども、その主任技術者でなければできない操作というのがありますよね。例えば気中開閉器とか遮断機とかの操作はこれ失敗すると波及事故につながりますので、そういう恐れがありますので、それだけ責任と慎重を要するわけではあります。そこで、安全第一を考えますと市内の近いところからのほうがより安全かなと思うところでありました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思いますすが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を午後3時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時06分

再開 午後3時14分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、3番、中村龍喜議員より1. 栗のブランド化振興策について、2. 地産地消の学校給食についての通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3番、中村が一般質問を行います。

議長の言われたとおり一つ目は栗のブランド化振興策について、2. 地産地消の学校給食についてでございます。ブランド化するためには、収量は大変重要なことかと思っております。昨年度の山江村の栗の収量、並びにJAの出荷割合についてお伺いしたいと思っておりますが、午前中の森田議員の質問の中に収量のことについては聞いてあります。昨年度は103.5トンとお答えがなされておりますが、この103.5トンは山江村全体の収量なのでしょうか。それから、もしこの103.5トンが（株）やまえ、それからやまえ堂その他のところとJAとの収量を合わせたところの収量なのかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

まず、山江村における栗の収量ということですが、JAとの出荷資料、また山江業者への聞き取りから3年間を調べました。平成29年度では約83トン、それから平成30年度では103.7トン、令和元年度先ほど申しましたとおり103.5トンとなっております。しかしながらこの収量の中には農家の自己流通や自己消費量の数字はとれませんので入っておりませんし、5トン程度はむき栗として出荷されておりますので実際の収量はまだまだ多いと思っております。JAに出した出荷割合ということございましたけれども、出した出荷割合は58.2%の大体60トン程度であると思っております。それから村内の業者のところ入れたところでございますけれども、これにつきましては、物産館とやまえ堂、それから山江・元気村等の数量入れたところの数字となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 一応山江村のブランド事業に向けたときの目標としては300トンだったかと記憶しております。そういう中でなかなか収量があがってこないということでございますけれども、これからも頑張って収量の増産に努めてもらいたいなと思っております。

続きましては、栗農家の担い手と鳥獣被害の現状についてということでお伺いしますけれども、近年はイノシシ、シカ、それに加えてサル被害もあると聞き及んでおります。この鳥獣被害の対策について村の対策をお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

まず、山江村の栗の栽培面積については、平成29年度に村内全農家を対象に聞き取り調査をしました結果、新植事業等によります面積を追加しまして、栽培面積は123ヘクタール程度であります。また、生産農家につきましては、185名のJA果樹研究会の会員を含めて250名程度おられるのではないだろうかと思っております。後継者についてのご質問でございますが、2015年度に行われました農林業センサスによる農業経営者を年代別に見ますと、70歳以上が全体の60%含まれており、人口減少に伴います担い手の高齢化が進んでいる状況であります。これが10年先になりますと、このまま70歳以上の経営者が80%以上に含めると推測されておまして、その結果生産量の確保も難しい状況が予想はされております。今後、高齢者や担い手の問題がある中でこのような現状を解消していく上でも栗の生産組合や農事組合法人等への作業受託も含め担い手への確保及び若手担い手の育成に努めることも重要ではないかというふうに思っております。そのために山江村では山江栗のブランド化の取り組みを行ってきておりますが、担い手が増えるようなブランド力の向上、推進をするためにもこれに比例するだけの生産力、生産量が必要不可欠であろうと考えております。この受け皿として農業に携わる多様な担い手の確保、育成を進めるために研修の充実や魅力ある農業で安心して生計を立てることができるような新規就農者を増やすことや、企業化などで稼げる栗農家を生み出す移住定住を増やす取り組みも必要であろうかと思っております。

先ほど、次にありましたけれども、鳥獣被害についてでございますが、山江村鳥獣被害防止計画に記載されております平成30年度有害鳥獣によります林産物等の被害状況につきましては、被害面積2.5ヘクタール、被害額が104万2,000円でございます。シカ、イノシシ、サル、カラス等に加えて近年はアナグマ、カワウについても被害、有害鳥獣として認定しておまして、特にアナグマについての被

害が拡大しているようでございます。果樹関係の被害状況でございますが、被害面積が約60アール、被害額約55万円となっておりますので、電柵また罫そういう形の被害対策のほう進めていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今お答えいただきました被害鳥獣への対策ですけれども、近隣によっては地域ごと全体的を防護柵あたりでやるというところもあります。現在、山江村は個々の樹園地なり畑地の電本柵になっているかと思いますが、将来にわたっては地域ごとの全体的な防護柵の計画等については考えておられませんか。お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

果樹関係の防護柵の設置につきましては、ただいま議員が申されたとおり個々にされている件もございます。3戸以上の防護柵の設置につきましては、国の鳥獣対策事業の補助を使いながら進めております。現在、果樹関係の1個の申請を受け付ける場合には、近隣の果樹園等も含めたところの申請を進めております。これは何故かと言いますと、国の補助を使いますと100%資材の補助がございますのでそういう感じで進めていこうと思っております。村全体をとということではございますが、いろいろな農家の方々、また隣家の方々といろんなそういう意見交換をさせていただきながら可能な限り鳥獣被害をなくしていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今お答えいただいた中に、被害面積と2.5ヘクタール、被害額が104万2,000円ですか。ちょっと少ないなという思いがありますけれども、この調査というのは個々の聞き取りでしょうか。それともアンケートか何かとったあとの結果でしょうか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

個々に聞き取りをしたわけではございません。農家さんのほうから被害があったという状況と、ちょっと担当課のほうで調査をいたしまして、その中から大体被害面積を出して被害額を出しております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 農家さんからの申告と役場のほうの調査もあったということですが、ずっと見てみますとこの新植等につきましても、鳥獣被害等が非常に大きいというのが大きな原因ではなかろうかなと思っているわけです。この2番の鳥獣の被害については、これで終わります。

3番目に川辺川造成地の新年度の応募者並びに計画面積についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

まず、川辺川造成地の新たな作物の振興と栗の栽培面積を増やす取り組みとして平成30年度から地方創生交付金を活用しまして川辺川造成地内の補助の栗の新植事業に取り組んでまいっております。川辺川造成地の多くは粘土質ですね、硬い土壌でありますために新植予定圃場の全体の農地を大型重機によりまして60センチほど進行しまして土壌改良材の投入、また苗木を植え付ける作業と先ほどからありましたとおり、鳥獣被害がひどく多いということでございますので、栗の木を守るための対策として圃場全体をワイヤーメッシュ柵の設置を行う事業を行っております。平成30年度におきましては、3.3ヘクタール、本年度においては1ヘクタールの新植を実施しております。この事業につきましては、造成地内の全所有者への事業募集をかけまして、申し込みをいただいた農家と協議をして実施しているものでございます。新年度の事業ということでございますけれども、令和2年度当初予算におきましても約2ヘクタールの新植面積を予定した予算を計上しております。3年間で増産及び国の団地化に向けた取り組みを継続しておりますが、令和2年度最終年度となる予定でございます。募集についてでございますが、令和2年度も今まで同様、造成地内の農家に対し募集等を行い事業を実施することとしておりますが、合わせて今まで以上に早い時期から募集を行いたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今お答えいただきましたけど、昨年12月議会のときにも現地調査いたしました。今度3月の議会のときにも現地調査いたしました。これは村長のほうにお伺いいたしますが、村政座談会のあったときに、川辺川造成地においては3カ年計画で約10ヘクタールの新植をしたいと考えをもっているということでございましたけれども、実際においては来年度までの3年間になりますけれども、6ヘクタールちょっとしかならんということでございます。それと合わせまして、この新植をされた所有者農家の方が非常に高齢ではなかかなという思いもっております。果たしてそこに後継者がおられればそれでも結構なんですけれども、現実的には後継者もない、そしてなおかつ所有者が高齢化であれば募集をかけたときにもいろいろな要件を付けるべきじゃなかろうかなと思います。そこら辺をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

川辺川の造成団地において、先ほど遊休農地の話もありましたけれども、私としては3%の傾斜はついておりますけれども、栗の一大生産地としてよそからの視察にもたえるような産地を作りたいな、産地化したいなという思いはまだ持っておるところです。初年度3ヘクタール行ったということですが、初年度の3ヘクタールは地方創生交付金全てを投げ込んだということでもあります。本人の負担が実はなかったということでありました。ただ、我が家の農業経営をするにあたって、全て何から何まで役場のほうがやってしまうのはいかがだろうという意見も当然あるわけでありますので、次年度については柵部分についての個人負担をお願いしたということでもあります。当初のとおり、全て役場がやってあるということであればもっと多かったかと思うわけですが、ただ議員の指摘のとおりです。何でもかんでもやってやるということであれば多いんですが、ただ本当に若い人というか、今後栗で生計を立てたいとか、栗で頑張りたいという人がその手を挙げるかというのと、どちらかというとりあえず役場がただでするけん手挙げようかということでもありますので、しっかり自分のお金を負担してでもやりたいという人を募集していくということでもあります。1ヘクタールしかなかった時点で、担当からそういう相談を受けて以前に戻したらどうですかということも含めて相談受けたんですが、ただそれはやめたがいいと私申しました。やるとすれば川辺川造成団地が農家のほうのいろんな話としてなかなか定着しないんだと、栗が。というような話もいきわたっておりますので、ある意味では川辺川造成団地以外の栗の農地についても事業を展開してはどうかということも令和2年度は考えているところでもあります。先ほどの鳥獣被害も、今個人で困られる人について200万円以上の単独予算を組んでいるところでもありますので、これもできれば国の補助金は3人以上の方が集まると国の補助金として山江の単独事業から変えられるということでもありますし、できれば効率化から言うと地域で困ってほしいなという思いもあるわけでもあります。そういうことも含めて、この栗の事業は取り組んでいきたいと思っているところでもあります。いずれにしても午前中ちょっと申しましたけれども、300トン計画実は9年かかるという計画書を産業振興課が作っております。もちろん、ただ9年経ちますと先ほど言いました後継者の問題が当然出てきますので、その付近の対策をどうするか、どう現実的にやるのかということも含めて検討しなくちゃいけないということですが、今やっております事業が令和2年度で終わります。肥料補助がこれは3カ年の事業でいっておりますので、肥料の補助、剪定の補助、とりあえず終えてまた新しく1反あたりの収量をどうすればあがっていくのかということ、非常に農家の方もやる気を持ってまるおか公園あたりずいぶんきれいになったなど私自身感じておりますし、その栗への役場がこれだけやってくれるんだから、我々も

頑張りたいという声も聞こえてきますので、一緒になって増産、また品質の向上についてやっていきたいというところでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長が言われたのは私も川辺川治水にはちょっと携わったことがあります、本当にあそこ全体が素晴らしい栗園であれば全国的なモデル地区になるんじゃないかなという思いももって、仕事に関わったことがあります。ところが、言われますとおり現地はなかなかうまくいかなくて、土地も悪いと新植してもなかなか定着しないんだというところもありますけれども、今後に向かっていろんな施策を取り入れながらこの栗の増産に向けた計画が進むことをお願いしときます。

続きまして、ブランド化をしたことによりますところの例えば球磨栗と山江栗との比較をした場合何かメリッ的なものがあったか教えていただきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

栗のブランド化につきましては、これまでに品質の向上や情報発信、マーケティング調査、海外市場調査などいろいろな取り組みが行われてきているところでございます。現在、球磨栗と比較し農家の所得向上につながっているかとの質問でございしますが、本年度のJA球磨における栗出荷量を調べましたところ、人吉球磨地域全体で約540トンが出荷をされております。そのうち先ほども申しましたけれども、山江村からは約60トンがJAに出荷されており、球磨栗として市場へ販売されていると思われております。

また、村内の業者等へは約43トンが出荷されており、これは山江栗として市場に販売されていると思っております。JAの買取り価格は栗の全体平均、これは全部の品種いろいろなものも含めてでございますが、1キロ当たり660円であるようでございますが、村内の業者の買取り価格は、同等か若干高めに設定されているようでございます。品質によっても違いますけれども、実際利平においては昨年栗祭り期間中に村内の直販を農家の方が行いました。1,500円で販売されているということを聞いております。また、村内業者の方も東京では1,300円程度で販売されていると聞いています。昨年はブランド化の新たな販路として横浜の業者が農家から買取りで、利平1キロ単価1,700円の引き取りが行われております。農家の収益も上がっています。今年も1トン程度の取引があるという話も聞いております。このような取り組みも山江栗のブランド化を進めてきた結果であると思えます。このような販路を広げていくことによって、これまで以上に山江栗の認

知度も上がりますし、球磨栗と比較しても生産性、品質の向上十分に農家の所得につながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから少し補足させていただきたいんですけども、議員農協の理事でしたのでご存じだと思いますが、山江栗というのはありませんでした。山江栗自体が球磨栗だったわけですね。その山江栗がいつから復活したかというところ、地方創生の動きにあわせて農協と我々市町村等と県の振興局の担当局長含めて、人吉球磨の地方創生を産業面でどうもっていくかという話し合いが行われたということです。そこでの話で、要するに今は植木すいかとありません。熊本すいかで全部出て行ってます。山江栗もなかったわけですね。球磨栗しかなかったんです。その中で、ただ山江栗というのは我々は、山江の人たちの生産農家山江栗と言ってらっしゃいましたし、私も非常に山江栗のこだわりが強かったというのもありました。そこで、山江栗の復活を声高にお願いをしたんですね。そこで初めて球磨郡は球磨地域の農協は、球磨栗と山江栗の2本立てていくんだということが裁定され、ときの振興局長は福田局長の裁定により福田農協長納得されながらの堂々と山江栗と言えるようになったということでもあります。要するに山江栗の栗祭りも始まりました。山江栗の条例もありましたし山江栗のモンブランとかいうのもローソンで発売できたということで、農協合併以来本当に山江待ち望んでおられました栗生産農家の方々が山江栗と言えるようになって5年目です。従いまして、今後ともぜひ先輩諸氏が本当に天皇陛下献上されながら誇りと思っていた山江栗について、また復活させたい、また広く楽しんでもらう人たちに普及していきたいと思っておりますし、そのことで生産農家が所得向上になるような取り組みを今後とも続けていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） よく村長わかりました。

実は、先輩方々も山江栗は残したいということでございました。先ほど言われたように私も農協の理事をしておりましたが球磨栗として一本化された。しかし、みかんの中には河内みかんと言って昔から親しまれたみかんがあります。同じ1キロなら1キロで、河内みかんについているだけで1方は198円の時、こっちは100円高い298円と。何とかこの球磨栗のなかで山江栗という名前を使っていけないかなというのは、私自身も長年思っていたところですけども、今後におきましてこのブランド化事業が進んでいくなれば、この山江栗も定着してそれなりの価値を得られるんじゃないかなと思うしております。皆さん方のご努力をよろしく

お願いいたします。

続きまして、2番目の地産地消の学校給食について質問をいたします。12月の議会におきましても質問いたしました。それにつきましては野菜のほうが主でございましたけれども、昨年は米が大変不作でした。その不作の中で学校給食あたりへの米の供給は大丈夫なんだろうかなと思っていたところですけども、聞くところによると当初物産館のほうにも米を50袋ほど買ってくれと言われてこられた業者がおられたと。しかし、その後今度は返してくれと言われてたと話を聞いております。米の入札並びに公募の仕方、結果についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

学校給食の米についてというところでございますけども、昨年10月頃だったかと思えます。学校給食の地産地消消化始めた当初から納品していただいております取り扱い業者が昨年9月末で取引を終了し、10月から現在の学校給食コーディネーターが新たな納入先をみつけ納品することになる旨の連絡を受けました。その後コーディネーターから米の見積書が学校に提出されまして、10キロあたりの単価がこれまでに比べて相当高く示されておりましたので、学校から教育委員会へ相談がございました。このままの価格で納品を継続すると、学校給食運営が困難になると判断をいたしまして、また役場関係者でも協議を行いまして、教育委員会からこれまで本村の学校に納入実績がある3社に、仕様書に基づき見積書の提出を依頼しました。

その結果、最低見積価格を提示しました業者、この業者は昨年9月末まで取引があった業者でございますけども、その業者が最低見積価格ということで納品業者に決定いたしまして、昨年11月上旬から現在まで各学校に納品していただいている状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今の説明では、要するに米の単価が高かったということですかいね。それで給食運営について非常に困難を来すということで10月に入札を行ったということですね。その業者については村内の方でしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） その業者につきましては、村外に位置する業者でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 地産地消とはとりもなおさず山江村産を使うのが地産地消では

ないかと思っております。今お尋ねした村内の業者でしょうかとってお尋ねしたのは、村内の業者であれば山江村のお米を使っていたらいいかなという思いでしたけれども、今後においても地産地消という名の下に学校給食が行われるのであれば、そこら辺の出荷の生産者あたりの確認もお願いしたいと思っております。

続きまして、その米の備蓄倉庫ですけれども、この倉庫の使用量並びに機関等についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

学校給食の米につきましては、10月頃より収穫されました米を1年間の給食予定消費量約4,570キロとして確保しておく必要がまずあります。学校給食の食材等の供給については、安心安全な地元産の食材の使用を増やす地産地消の取り組みとして地産地消コーディネーターが村内を活動しているところです。今回の米の納入につきましては、先ほど教育委員会のほうから答弁があったとおりでございますが、その保管場所につきましては、山江村農林産物集出荷貯蔵施設いわゆるJAの旧石倉であります。また先ほども申し上げましたように学校給食では今年度産米が収穫されます期間、約10月頃までの分だと思っておりますが、必要でございますので、昨年の実績から約2,730キロぐらいが食べられておるということでございますので、今後給食の必要数量でありますので、最低でもこれ以上は確保されていると思っております。

施設の使用料ということでございますけれども、石倉の設置及び管理に関する条例を見ますと米貯蔵施設の場合は1袋あたり30キロですね、ひと月50円の料金となっているようでございます。先ほど言いました2,730キロにつきましては、30キロに換算しますと90袋ぐらいになります。それから先ほどの教育委員会のほうの答弁の中でもう少し捕捉をさせていただきたいと思っておりますが、村内に事務所を有してはおりませんけれども、米につきましては、村内の土地で作られた米ということで間違いございません。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 質問についてはわかりました。

今後ともこの地産地消の学校給食については、できるだけ村内の産物を使っていたきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、2番、久保山直巳議員より、1. 令和元年度村政懇談

会における要望等について、2. 人吉市場外車券売り場建設の動きについての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2番、久保山の一般質問を行います。

まず初めに、令和元年度村政懇談会における要望等についてということで、まず進捗状況についてということで、令和元年度村政懇談会での各行政区からの意見要望の総数、及び8月の回答時の検討、再検討の件数をお尋ねいたします。また、併せて3月時点までの実施進捗状況もお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、村政懇談会につきましては、村民の皆様の村政に対する意見やご要望を直接お聞きし、村政に反映させるため毎年各地区に出向きまして開催をしております。今年度も各地区から皆様から多くのご意見や要望がありました。また、意見交換会もさせていただきました。各地区から寄せられた要望等につきましては、担当課で現地調査や検討を行い、実施できるものは早急に対応しておりますが、予算を必要とするものは継続して検討を行っております。県や国へ要望するものは関係機関へつないでおるところでございます。毎年ではございますが、各地区からの要望事項等につきましては、区長会において回答を行っております。今年度も7月末の区長会におきまして紙面により回答をしまして、ご意見要望等の件数ということでございますけれども、各地区からいただいた総件数は189件でございました。大まかに集約しますとご意見としていただいて回答したものや対応済みのもの92件、現地等確認し対応中や状況において検討するもの46件、国県へつなぎ要望していくもの24件、地域もしくは個人等で行っていただくものなどと、その場で回答したものが27件でございました。

先ほども申しましたけれども、7月の区長会で回答しておりますので、3月時点での実施状況ということでございますけれども、その後に予算内で既に対応したのもございますが、また予算がないものにつきましては、実施いたしておりません。さらに要望事項については国や県につないでいきますが、補助などの対象とならないものについても基本的には実施していない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今答弁いただきました数字につきましては、半分について5

0%については、ほぼ回答済みというご答弁でございました。残りの半分につきましては、いろいろと予算を伴うものもありますし、国県につないで要望していくものがあつたり等々あるようでございますので、まだ半分近くが残っておるという状況でございます。村政懇談会は、年に1度の地域からの声を直接聞く場であります。執行部も懇談会の意見要望を改善に向けて取り組んでおられます。役場からの回答を1回で終わらせずに、予算の都合もあるかもしれませんが、下期でも未実施の分の回答を示していただくことはできないでしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、ご質問の下期での回答ということでございますけれども、年度途中でもございますし、また議員申されました予算等の件もございます。進捗状況等の報告も地区には必要かと思っておりますので、今後検討ということでさせていただければと思います。

しかしながら、いただいたご意見、ご要望は、毎年開催いたします村政懇談会で要望をいただいた業績につきましては、皆様に状況の報告を行うようにと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひ、よろしく取り組みのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、人吉市場外車券売り場建設の動きについてということで、近隣町村への影響及び球磨郡町村会長としての対応について何うということでございますが、人吉のことではありますが、西間上町に建設が予定されている場外車券売り場、競輪、オートレース、仮称サテライト人吉というようでございます。このことについて把握をされているかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

まずは、球磨郡町村会としてこの話が出たことはございません。私も人吉の市民の方から、そういう話があるというようなことを聞き及んでいるぐらいで、あとがどうなっていくのかということとはちょっと想像に難しということでございます。ただ、人吉市長は、実は一般質問されているようで住民に任せますと言われておるようであります。ただこれがどのように動くかということで当然山江村民の方にもどのような影響が出てくるかということについては、その動向を見極めながら判断させていただければということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） なかなか町村会長としてお答えしにくいであろうというふうに思っておりました。場外車券売り場は公営ギャンブルであり、競輪、オートレー

スの車券を売って、勝敗をかけた的中すればお金が払い戻しされる。とばく場みたいな施設であります。本社は宇土市に正確ではないかと知れませんが、宇土市にあるというふうに聞いております。大型モニターを配備し全国の競輪場オートレース場から配信されるものであります。人吉市においても、この施設から距離が東間小学校まで800メートル、あいだこども園まで400メートルであります。そして山江役場からは約6キロの地点でございます。そして、合戦峰観音堂下からは4キロの場所にあります。そしてスマートインターからも近く県外からも短時間で来れる距離にあります。青少年健全育成、ギャンブル依存、地域防犯等のリスク等考えます、と場外車券売り場は建設されないのが望ましいのではないかとというふうに考えます。

また、人吉市でも建設を止める活動、人吉場外車券売り場を考える会等の運動もあっておるようでございますので、こういった情報を山江の方はご存じかどうかというのも私気になっておりましたので、私今回質問をさせていただきました。

続きまして、これに関連するところでございますけれども、ギャンブル依存症の対策についてということで、先ほど場外車券売り場に関連して、球磨人吉でも数多くのパチンコ等の遊技場があります。ギャンブル依存症の危険性に関する教育、啓発はほとんどされておらず、ギャンブル依存症は自己責任の問題とされてきました。精神疾患であるとの社会的認識は乏しく、またギャンブル性、依存症者やその家族は孤立しいわば放置状態とも言われております。金銭問題から生活困窮、家庭崩壊へ陥ることも危惧される場所でもあります。そこで本村においてもギャンブル依存症の危険性に関する教育、啓発等を必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、捕捉ですが厚労省の調査では、2017年、全国で320万人の成人人口の3.6%がギャンブル依存症の疑いがあるという調査結果も出ておるようでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

ギャンブル依存症は議員が申されましたように賭博行為がやめられなくなることで、離婚や破産また窃盗などの犯罪行為に至るケースも見られるなど、深刻な状況に陥ってしまうことが多い社会的コストの高い病気です。

しかしながら、ギャンブル依存症の疑いがあっても多くの場合、自ら問題を認めないため本人が受診を希望せず診断に至っていない状況となっております。このため本村も含め、全国的にギャンブル依存症の実態把握は難しい状況となっております。ギャンブル依存症は本人の自覚症状がないことが多く、借金問題や病状の悪化が懸念される事案です。本人や家族などギャンブル依存症に係る情報が乏しく

治したいと思っけていても、どこの医療機関へ行けばよいのかわからないということもあろうかと思ひます。本村では人吉球磨の市町村間で消費生活相談業務に関する協定書を交わり、人吉市消費生活センターを中心とした窓口業務を整備し、多重債務整理や依存症に対する医療機関等の関係機関につなぐための支援や助言などを行ってあります。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） いろいろとそういった依存症の方に対しても、今後そういった方がおられれば今のようなことで対処していただければと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時01分

第 3 号

3 月 1 2 日 (木)

令和2年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

令和2年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 要望第 1号 | 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告） |
| 日程第 2 | 報告第 1号 | 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告 |
| 日程第 3 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 第4期山江村地域福祉計画の策定について |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 山江村流水占用料等徴収条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 公共工事請負変更契約の締結について |

- 日程第17 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について
 日程第18 議案第20号 令和2年度山江村一般会計予算
 日程第19 議案第21号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
 日程第20 議案第22号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算
 日程第21 議案第23号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
 日程第22 議案第24号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算
 日程第23 議案第25号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
 日程第24 議案第26号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
 日程第25 議員派遣の件
 日程第26 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1番 本田 りか さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中村 龍 喜 君 | 4番 赤坂 修 君 |
| 5番 森田 俊 介 君 | 6番 横谷 巡 君 |
| 7番 立道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶 治 君	副 村 長	北田 愛 介 君
教 育 長	藤本 誠 一 君	総 務 課 長	白川 俊 博 君
税 務 課 長	山口 明 君	企画調整課長	平山 辰 也 君
産業振興課長	新山 孝 博 君	健康福祉課長	迫田 教 文 君
建 設 課 長	清永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信 幸 君	代表監査委員	木下 久 人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いをいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いをいたします。

-----○-----

日程第1 要望第1号 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告）

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告）についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件に関する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書（令和元年第7回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員長報告）は、委員長の報告のとおり採択するものと決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 報告第1号 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、報告第1号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本報告を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第2、報告第1号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会委員長報告については、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員。着席ください。従って、日程第3、同意第1号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、同意することで決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第6号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部

を変更する協定の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第6号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第7号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、議案第7号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 第4期山江村地域福祉計画の策定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第8号、第4期山江村地域福祉計画の策定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、議案第8号、第4期山江村地域福祉計画の策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第9号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、議案第9号、山江村過疎地域自立促進計画（変更）の認定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 山江村流水占用料等徴収条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第10号、山江村流水占用料等徴収条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、議案第10号、山江村流水占用料等徴収条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 1 1 号 山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 9、議案第 1 1 号、山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 1 1 号、山江村監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 1 2 号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 0、議案第 1 2 号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 1 0、議案第 1 2 号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 1 3 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第13号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第11、議案第13号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第14号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第12、議案第14号、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第15号、山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑あ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第13、議案第15号、山江村鶴さん亀さん応援手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第16号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第14、議案第16号、山江村地域材活用促進支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第17号、山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第15、議案第17号、山江村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第18号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第18号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第16、議案第18号、公共工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第19号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議案第19号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第17、議案第19号、公共工事請負

変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第20号 令和2年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 一般会計当初予算の中から2カ所質疑いたします。

以前に議案審議もあっておりますので、その中になかったと思うところを質疑いたします。

81ページ、消防費のところでは区分18、負担金補助及び交付金のところでは説明の一番下のほうになります。新日本消防会館建設協力金補助金これが17万円、それからその下に司令車整備事業元利償還分負担金6万7,000円であります。その所ともう1点、一番下の目4水防費、ここは区分10の需用費、消耗品引いてあります。ここは282万6,000円あげてありますが、その次の役務費の次のページになりますけども、IP回線使用料とそれから水防団備品購入497万6,000円あげてありますが、そのところお願いしたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

まず、款項目でいきます。8、1、1ということで負担金ですね。1、日本消防会館建設協力補助金ということでございますけれども、これは消防協会のほうが建設をしました建物につきまして各県、それから県にから各支部の消防団のほうに補助の依頼がきているということで、球磨支部の消防協会でもこれは補助の協力をしようということで、それに参加しております山江村消防団のほうも協力をするというところで、本村としましても協力補助金を今回計上したところでございます。

次に司令車整備事業元利償還分負担金と言いますのは、これは人吉下球磨消防組合のほうを整備しておる車両にたいしての元利償還の負担金でございます、これは加盟している人吉を含めました、下球磨が全員のほうに負担金の要請がっておりますので、今年度も計上したところでございます。次に水防費の中の需用費、消耗品でございます。これにつきましては、県の事業での補助事業でございます。内容につきましては、細かく言いますと拡声器それから投光器、消防団の安全靴と班長架それからヘルメット等を購入するというところで、その消耗品の合計がこの金額となっております。

次の総合費の中の使用量につきましては、これは整備しておりました正副団長、それから分団長、それから各積載車それに役場に備え付け、また避難所へも備えて

おります I P 無線機の年間の使用量を計上しているところでございます。18 の備品購入費につきましては、今回これについては水防車、それから避難所においての発電機 2 台を今回計上しております。これにつきましても県の補助を受けての購入ということで今回計上させていただきました。

以上でございます。

○8 番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 暫時休憩の動議が出ておりますが、暫時休憩することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 36 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

ただいま議案第 20 号、令和 2 年度山江村一般会計予算に対する修正動議がなされ修正案が提出をされました。この動議は 1 人以上の賛成がありますので、成立をいたします。修正案を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

では、これを本案と併せて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） 発議第 1 号、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

令和 2 年 3 月 12 日。

発議者、山江村村議会議員、森田俊介。

発議者、山江村村議会議員、横谷巡。

発議者、山江村村議会議員、秋丸安弘。

発議者、山江村村議会議員、立道徹。

発議者、山江村村議会議員、中村龍喜。

発議者、山江村村議会議員、西孝恒。

議案第 20 号、令和 2 年度山江村一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由。

議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算に関する修正案の提出理由について説明いたします。本修正案は総務費、総務管理費、地域づくり研究所運営費の負担金補助金及び交付金の山江村観光交流促進協議会運営補助金100万円を削除するものであります。ご存じのとおり令和2年度から観光交流による地域づくりは人吉球磨10市町村が一体となり、連携して事業を促進することとなっています。このことは人口減少が続く人吉球磨地域で、それぞれの市町村での観光交流事業には限界があり、地域性から一体となった観光交流事業の効果促進を図ったほうが多くの観光の入込客の増加が見込まれ、人吉球磨地域全体の活性化が期待できるからであります。

また、働き方改正に伴い非常勤職員や業務委託職員への期末手当が支給されることになり相当な財源が必要となってきます。世界中を震撼させている新型コロナウイルス汚染拡大は、経済産業にもおよびその打撃は大きく、景気の悪化で本村財政にも影響があるとは必死で、事業の選択や見直し、それに年度ごとの職員の削減計画も必要となってくるものが考えられます。このようなことから現在の本村の観光づくり協議会による観光資源開発などの地域づくり活動の状況に鑑み、単独での観光交流促進事業より将来的視線から負担金が生じてくる人吉球磨一体の観光交流促進事業と連携して取り組んだほうがより以上に地域づくりの効果が期待できるものと判断し、本修正案を提出するものであります。

以上、説明を終わりあとの内容には横谷巡議員のほうからよろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ただいま、発議がありました件につきましては、今提案理由があったとおりでございます。発議者として私のほうからはそれに伴います予算修正案の予算について説明いたします。

1ページをご覧ください。別紙1ページです。

議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算に対する修正案。

議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中、30億6,500万円を30億6,450万円に改める。第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、50万円減額して1億4,447万3,000円とするものであります。

歳入合計、30億6,450万円とするものであります。

歳出。

総務費、一般管理費、100万円減額して4億5,624万5,000円とするものであります。

予備費、50万円増額しまして、2,064万2,000円とするものであります。

歳出合計、30億6,450万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

次のページは事項別明細書であります。総括、歳入。

国庫支出金、50万円を減額いたしまして3億6,344万7,000円とするものでございます。

歳入合計は、30億6,450万円となります。

歳出。

総務費、100万円減額しまして5億3,682万9,000円とし、財源内訳、国庫支出金50万円減額しまして1,423万1,000円とするものであります。一般財源50万円減額しまして、4億7,787万1,000円とするものであります。

予備費、50万円増額しまして、2,064万2,000円とするものであります。

一般財源50万円増の2,064万2,000円とするものであります。

歳出合計、30億6,450万円、国庫支出金5億6,748万7,000円とするものであります。

最後のページをご覧ください。

歳入。総務費、国庫補助金。節、総務管理費補助金、50万円減額いたしまして2,105万円とするものであります。これは、地方創生推進交付金50万円減額いたしまして1,565万円とするものであります。

歳出。地域づくり研究所運営費、財源内訳をご覧ください。国庫支出金を50万円減額して65万円。

一般財源、50万円減額しまして、680万7,000円とするものであります。節、負担金補助及び交付金、100万円減額しまして、338万円とするものであります。これは説明の覧、観光交流促進協議会運営補助金100万円減額しまして138万円とするものでございます。予備費財源内訳、一般財源50万円増額いたしまして2,064万2,000円とするものでございます。

以上にて、説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、提出者の説明が終わりました。

この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 4番、赤坂でございます。

ただいま、議案になっております発議第1号、議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算に対する修正動議について質疑をいたします。

まず、1点目でございますけれども、今回発議されている6名の議員がおられますけれども、まず失礼ではございますけれども、この中に100人委員会に加入されている方おられるのかまずお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 答弁者、説明席から答弁をお願いします。

○5番（森田俊介君） 100人委員会には加入しておりません。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 二つ目ですけれども、運営費地域づくり研究所の運営費の削除ということでございますけれども、地域づくり研究所、今、歴史民俗資料館の所にありますけれども、これについては閉鎖という考えを持っておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 閉鎖と言いますか、まだ継続的なものがあると思いますので、まだ予備費とかいろいろなこのありますものですから、これは山江村の言わせれば住民で継続していくようなやり方もいいんじゃないかなろうかとは気にはしております。一応、地域づくり研究所というのは委託のあれでは廃止ということでお願いしたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 先の提案理由の説明で観光については広域でということが言われておりましたけれども、今現在地域づくり研究所の利用については、観光促進協議会イコール100人委員会だと思いますけれども、今10の部会100人程度活動されております。これは若手農業者部会とか食の部会、これからの山江村を良くしていこう活性化をしていこうという方々ボランティアで頑張っておられる方の活動の拠点であります。会議については私、観光交流部会等に入っておりますが、多いときは月1回、2回の会議を行っております。そのときには地域づくり研究所を活用して、これが10部会となりますと年間には相当な利用がある場所でもございます。その辺を勘案しての発議でしょうか。お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 観光部会というのは、広域連合でもちゃんとしておるといふうに感じております。赤坂議員も行政のほうでわかっておられると思いますが、球

磨地域一体の観光部会での活動が望ましいと感じております。はい。

○4番（赤坂 修君） 質疑終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

まず、修正案に対します反対討論はありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 久保山でございます。

今回の地域づくり研究所運営費についての修正につきまして、私は反対でございます。どうしてかと言いますとこれにつきましては、非常に地域になじんでおるものでありまして、今非常に成果も上がってきておると思っておりますので、この修正には反対でございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、賛成討論ありませんか。

先ほど反対討論ありましたが、賛成討論はありませんか。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） では、賛成の立場から申し上げます。

地域づくり活動補助金100万円あるんですけど、その中にも5部会、たぶん観光部会も20万円ほど補助金があると思います。それで対応できないかと思っておりますので、賛成します。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和2年度山江村一般会計予算の採決を行います。まず本案に対する森田俊介議員ほか5人から提出をされました修正案について起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 着席ください。起立多数と認めます。従って、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正決議した部分を除く部分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、議案第21号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第19、議案第21号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、議案第22号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第20、議案第22号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議案第23号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第21、議案第23号、令和2年度山江村特別会

計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第21、議案第23号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第24号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第22、議案第24号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第22、議案第24号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第25号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第25号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第23、議案第25号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議案第26号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第24、議案第26号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第24、議案第26号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第25 議員派遣の件

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり議員を派遣することを決定いたしました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第26 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第26、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和2年第1回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員